

発行者情報

【表紙】

【公表書類】

発行者情報

【公表日】

2023年11月29日

【発行者の名称】

株式会社ひかりホールディングス
(Hikari Holdings Co., Ltd.)

【代表者の役職氏名】

代表取締役社長 倉地 猛

【本店の所在の場所】

岐阜県多治見市笠原町1223番地の14

【電話番号】

(0572)56-1212 (代表)

【事務連絡者氏名】

取締役経営管理本部長 立川 征吾

【担当 J-Adviser の名称】

フィリップ証券株式会社

【担当 J-Adviser の代表者の役職氏名】

代表取締役社長 永堀 真

【担当 J-Adviser の本店の所在の場所】

東京都中央区日本橋兜町4番2号

【担当 J-Adviser の財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】

<https://www.phillip.co.jp/>

【電話番号】

(03)3666-2101

【取引所金融商品市場等に関する事項】

東京証券取引所 TOKYO PRO Market

なお、振替機関の名称及び住所は下記の通りです。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

【公表されるホームページのアドレス】

株式会社ひかりホールディングス

<https://h-holdings.jp/>

株式会社東京証券取引所

<https://www.jpx.co.jp/>

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第34【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時に於ける役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特

例」という。)に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。

- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第6期	第7期	第8期
決算年月	2021年8月	2022年8月	2023年8月
売上高 (千円)	3,343,115	3,641,314	3,603,246
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	57,358	△42,525	△33,889
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (千円)	84,960	△87,036	△77,911
包括利益 (千円)	83,203	△87,406	△77,327
純資産額 (千円)	345,009	242,133	159,983
総資産額 (千円)	2,606,881	2,417,827	4,387,146
1株当たり純資産額 (円)	1,304.02	936.68	629.39
1株当たり配当額 (円)	—	—	—
(うち1株当たり中間配当額)	(—)	(—)	(—)
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) (円)	320.08	△336.57	△303.76
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	13.1	10.0	3.6
自己資本利益率 (%)	29.5	△29.8	△38.9
株価収益率 (倍)	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△103,072	△152,086	5,525
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	41,330	△25,689	△229,757
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	424,798	171,027	940,324
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	817,957	811,208	1,527,301
従業員数 (人)	152	153	185
(外、平均臨時雇用者数)	(8)	(11)	(13)

(注1) 第6期、第7期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益について、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、記載していません。

(注2) 第8期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期当期純損失であるため記載していません。

(注3) 株価収益率について、当社株式の売買実績がなく株価を把握できないため、記載していません。

(注4) 1株当たり配当額及び配当性向について、配当を行っていないため記載していません。

(注5) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、期中の平均人員を()外数で記載しております。

(注6) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第7期の期首から適用しており、第7期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2【沿革】

当社（㈱ひかりHD）代表取締役社長倉地猛の実父である倉地暑久氏がタイルの卸売業を目的として1969年に創業した「倉地タイル商会」が当社グループの原点であります。倉地タイル商会を株式会社化した㈱ひかり工芸が「タイル・石材加工販売事業」を拡大するとともに、2006年に「建材卸売事業」及び「電気通信工事事業」を、2019年に「タイル・石材建築工事事業」を開始しました。また、多角化し、業容を拡大した当社グループの経営管理及び付帯業務を行うことを目的に、2015年、純粋持株会社として当社を設立いたしました。

2021年、グループ全体の組織再編を実施し、「タイル・石材加工販売事業」、「総合建材事業」、「電気通信工事事業」及び「土木工事事業」の4事業を発足、2023年、KIRYU JAPANホールディングス㈱（現 輝龍㈱）を連結子会社化し「総合改修工事事業」を開始し、5事業を柱とする企業グループとして新たなスタートを切っております。

当社及び当社グループを構成する各社の沿革は以下の通りであります。

年月	事項
1969年4月	タイルの卸売業を目的として倉地タイル商会（個人事業）を岐阜県多治見市にて創業
1986年3月	倉地タイル商会がタイル・石材接着加工を開始し、第1工場を岐阜県多治見市に新設
2001年9月	倉地タイル商会を株式会社に組織変更し、㈱ひかり工芸を設立（資本金10,000千円）
2004年11月	倉地猛が㈱ひかり工芸の代表取締役に就任
2006年4月	倉地猛が建材卸売事業を営む㈱ノベルストーンジャパン株式を取得し、連結子会社化
2006年6月	倉地猛が電気通信工事事業を目的として㈱ネットを岐阜県多治見市に設立
2008年4月	㈱ノベルストーンジャパンが第三者割当増資を実施し、㈱ひかり工芸が引受
2009年9月	㈱ひかり工芸が第2工場を岐阜県多治見市に新設、タイル紙貼りラインの稼働を開始
2011年1月	関西圏の事業拡大に伴い㈱ケイズクラフト（タイル・石材加工業）を岐阜県多治見市に設立し、㈱ひかり工芸の連結子会社化
2012年5月	㈱ひかり工芸が第3工場を岐阜県多治見市に新設し、大型タイル加工ラインの稼働を開始
2015年3月	㈱ひかり工芸が㈱ノベルストーンジャパンの株式を追加取得し、完全子会社化
2015年9月	株式移転により、㈱ひかり工芸及び㈱ケイズクラフトを完全子会社とする純粋持株会社㈱ひかりホールディングス（当社）を設立
2016年3月	㈱ネットが㈱トライ（電気通信工事事業）の株式を取得し（議決権比率100%）、当社の連結子会社化
2016年6月	当社が㈱ネットの株式を取得し、完全子会社化
2016年11月	㈱ストーンフリー（現 ㈱CI'Sイノベーションズ）を岐阜県多治見市に設立し、当社の連結子会社化（同年12月、当社が㈱ストーンフリーの株式を取得し、完全子会社化）
2017年12月	名古屋中小企業投資育成㈱に対して当社株式192株（株式分割後19,200株）を発行し、40,000千円に資本金を増資
2018年1月	㈱ケイズクラフトが本社兼新工場を岐阜県多治見市に新設
2018年5月	㈱東京証券取引所 TOKYO PRO Marketに上場
2018年11月	㈱ネットが横浜営業所（横浜市神奈川区）及び福岡営業所（福岡県糟屋郡粕屋町）を開設
2019年2月	当社がタイル工事業を営む㈱セラミックワンの株式を取得し、連結子会社化
2019年9月	当社がタイル工事業を営むスマート・ブリック㈱の株式を取得し、連結子会社化
2019年10月	㈱ノベルストーンジャパンの商号を㈱CFノベルストーンへ変更
2020年2月	建築写真撮影業を目的として㈱ミヤガワ東京を東京都中央区に設立
2020年6月	㈱ストーンフリーの商号を㈱CI'Sイノベーションズに、事業内容を保険代理店事業及びフィナンシャルアドバイザー事業に変更し、本社を東京都大田区へ移転
2020年8月	当社が、㈱ひかり工芸より㈱CFノベルストーンの全株式を、㈱ネットより㈱トライの全株式を取得し、㈱CFノベルストーン及び㈱トライを完全子会社化
2021年3月	㈱セラミックワンが、外部修繕工事業を営む㈱本田組の株式を取得し、8月末で連結子会社化 ㈱トライが、建設工事業を営む小林工業㈱の株式を取得し、8月末で連結子会社化
2021年8月	当社から㈱ひかり工芸へ㈱ケイズクラフトの全株式を譲渡
2021年9月	㈱セラミックワンが、㈱CFノベルストーン、スマート・ブリック㈱、㈱ミヤガワ東京及び㈱本田組を吸収合併し、報告セグメント名を「総合建材事業」に変更

年月	事項
2022年10月	(株)トライが(株)ネットを吸収合併し、エムエイトアイ(株)に商号変更 当社がエムエイトアイ(株)から小林工業(株)の全株式を現物配当により取得し、小林工業(株)を完全子会社化
2022年11月	当社が役員報酬決定プロセスの透明性と客観性の向上を図るため、報酬委員会を設置
2023年5月	当社がKIRYU JAPANホールディングス(株)の株式を取得し、同社及び同社の100%子会社の輝龍(株)を完全子会社化
2023年9月	輝龍(株)がKIRYU JAPANホールディングス(株)を吸収合併 東京支社をさいたま市南区へ移転し、関東支社に名称変更

3【事業の内容】

当社グループは、当社（(株)ひかりHD）及び子会社8社（(株)ひかり工芸、(株)ケイズクラフト、(株)セラミックワン、エムエイトアイ(株)、小林工業(株)、(株)CI'Sイノベーション、KIRYU JAPANホールディング(株)及び輝龍(株)）により構成されています。当連結会計年度において、KIRYU JAPANホールディングス(株)を連結子会社化、2023年9月1日よりKIRYU JAPANホールディングス(株)とその子会社輝龍(株)が合併し輝龍(株)が存続会社となりました。

当社は、「最強の中小企業集団を作り、その技術と人材を後世に継承し社会に貢献する」を企業理念とし、各種工事業を中心に組織化されたグループの経営戦略の立案・実行及び経営管理を行うとともに、グループ各社に対して営業・品質管理・経営管理・労務管理といった機能ごとの支援及び統括を行っている持株会社です。

<当連結会計年度末現在のグループの状況>



<2023年9月1日以降のグループの状況>



(1) 当社設立の経緯

当社は、やきもの文化の街として美濃焼とともに発展し、現在では“タイルの街”として伝統産業が盛んに行われている岐阜県多治見市に設立しました。国内各地の伝統産業はものづくり日本の象徴となっている反面、需要の低迷、人手不足、後継者難等に苦しむ企業が多く、タイル業界においても、その企業数の90%以上は中小企業が担っており、海外の低価格商品の流通、50年前の商流が今なお続いていること、後継者不在などにより、単独での生き残りが難しい経営環境が続いております。このような環境下で、当社グループは、タイル・石材加工事業から始まり、新築工事・改修工事・輸入仕入販売・建築写真を営む総合建材事業、電気通信工事業、土木工事業、総合改修工事業、保険代理店事業をグループ化し、各社が持つ「強み」を伸ばし、「弱み」を補完しあえるグループ基盤を構築することで、工事業を中心に中小企業の再生・活性化を行っております。良い製品を作っているが営業力が弱い、与信力が低く資金調達が困難、現場のマネジメントがうまくいっていない等、中小企業の多くは、どこかに弱みがあり、それが制約となり成長できないケースがあります。そのような中小企業がグループとなり、一貫したグループインフラを共有することで、経営課題を克服し成長を促進させることを目的としております。

(2) 中小企業の事業承継の状況

経営者の平均引退年齢は70歳前後となる中で、経営者の平均年齢は約60歳に達しているとも言われ、今後10年間で約50%の経営者が平均引退年齢を迎えることが予想されます。その中でも、建築工事、インフラ工事、土木工事などの工事業者は経営者だけでなく、現場で働く現場監督者、職人などの高齢化が著しく、技術の承継が途絶え、事業継続を諦めて廃業や事業停止する企業も増加傾向にあります。スマートフォンやタブレット端末の普及に伴う通信インフラ工事の整備や、災害立国である国内における土木工事などのニーズが高まる一方で、事業承継の受け皿となる企業や組織は少ないのが現状です。中小の工事業者は大企業が受け皿となるには規模が小さいことが多く、投資ファンドは、単独での高い成長と数年以内の売却を主な目的としていることから、成熟市場である各種工事業者は投資対象になりにくく、事業承継の担い手が不足している傾向にあります。

(3) 当社及び当社グループ各社の事業における位置づけ及びセグメント区分

<株式会社ひかりホールディングスについて>

当社は持株会社として、グループ全体の戦略の立案・実行、経営管理を行うと共に、各子会社に対しては、経理・総務・人事などのバックオフィス業務を通じて、経営支援を行っております。

<事業会社について>

子会社の事業の種別に応じて「タイル・石材加工販売事業」、「総合建材事業」、「電気通信工事業」、「土木工事業」、「総合改修工事業」及びその他事業に区分しております。

① タイル・石材加工販売事業

国内におけるタイル・石材加工の市場規模は、2023年現在において約40億円程度と言われている中で、当社のタイル・石材加工販売事業は3割程度の売上を占めております。この背景には、切る・削る・磨く・接着の全ての工程を一つの工場で行える設備を導入していること、また、その結果、床タイル、壁タイル、ノンスリップ加工、建築用石材加工などタイルのサイズ、用途、天然石の加工など、様々な需要に合わせた加工を短期間で行えることが大きな特徴です。また、商圏については、関東・東北を(株)ひかり工芸、中部・関西方面を(株)ケイズクラフトが担っております。

セグメント	名称	事業内容と特徴
タイル・石材加工事業	(株)ひかり工芸 (岐阜県多治見市笠原町2841)	1969年創業のタイル・石材加工事業における中核企業です。多治見市内2カ所の工場においてタイル・石材を加工しております。主要製品は内装用の大型タイル（床タイル）であり、主に中部圏・関東圏に所在する建材問屋、建材メーカー等に販売しております。 ・第1工場：岐阜県多治見市笠原町2841番地 ・第3工場：岐阜県多治見市笠原町字向島2435番地
	(株)ケイズクラフト (岐阜県多治見市笠原町3910)	多治見市においてタイル・石材を加工しております。主要製品は外装用の小型タイル（壁タイル）です。関西圏に所在する建材問屋、建材メーカー、建材商社等に販売しております。 ・第1工場：岐阜県多治見市笠原町3910番地 ・物流倉庫：岐阜県多治見市笠原町4106番地88



【3D貼りあげ加工】



【大判鈍角曲り加工】



【大判トメ加工仕上げ】



かまち
【 框 】

【櫛ひかり工芸】

タイル・石材の用途には、主に『床タイル』と『壁タイル』があります。タイル・石材加工事業における櫛ひかり工芸の位置付けは、主に『床タイル』の加工です。『床タイル』には大判タイルを使用することが多く、主に内装に使われます。近年、建築意匠においてより多様なデザインを求められた結果、大判サイズの取扱いニーズが高まってきております。これまでの実績としても、100角タイル、300角タイル、600角タイルのユニット貼りから、300×600、3,000×1,500のパターン貼りなど年々大判サイズの取扱いが増えるとともに、商品の種類も多様化してきております。これらの市場ニーズに応えるため、3,000mmまでの大判カット加工、床タイルのミリ単位での寸法精度のカット加工、パターン張りに対応する加工、100角45角等小さいサイズの紙貼り・ユニット貼りなどの機械設備を導入し、あらゆるニーズに迅速に応える体制を整えております。なお、櫛ひかり工芸では、2018年12月にキッチン天板や、住宅の壁用大型石材の加工を自社で対応するため、大型の石材加工が出来るウォータージェットカッターを導入しております。

また、小判タイル『壁タイル』・石材をユニット化する作業も行っております。タイル加工技術は接着焼物加工（複数のタイルを平物素材から削って接着）と一端成型焼物加工（プレス）に大別されます。当社グループはより用途の広い接着焼物加工を主流としており、原価低減、加工時間圧縮が可能となるため、「安く、早く納品する」ことを可能としています。また、接着焼物加工は様々な角度・形状に加工できるという特性を持ちながら、一端成型焼物加工に劣らない品質と強度を実現しております。



【建築用石材加工（内装）】



【ウォータージェットカッター】



【大判カット機】



【カット加工】



【トメ加工機】



【乾燥焼付機】



【小判タイルイメージ図】

【柵ケイズクラフト】

タイル・石材加工事業における柵ケイズクラフトの位置付けは、主に『壁タイル』の加工及び販売であります。『壁タイル』には小判タイルを使用することが多く、主に外装に使われます。『壁タイル』は、従来品の45二丁タイルから4丁タイル、ボーダータイルの90度曲り、マグサ、鈍角曲りなどはもちろんのこと、石材ピースのカット溝入れ、紙貼り、ネット貼り、石面・山形タイルの曲り、トメ加工に加え、最新の技術として、コバ面の焼付塗装加工があります。今までタイルの分野では、表面に釉薬のかかったタイルの場合、コバ面と同色ではないために目線に入る場所での施釉タイルの壁施工は敬遠されがちでしたが、コバ焼付塗装技術により様々なデザインタイルの壁使用の可能性が広がってきております。



【建築用石材加工（外装）】

② 総合建材事業

当社が買収した当初、柵セラミックワンは神奈川を中心に新築タイル工事業を行っておりましたが、2021年9月の組織再編において、タイル輸入販売事業の柵CFノベルストーン、改修工事業の柵本田組、建築写真の撮影事業の柵ミヤガワ東京、個人住宅向けレンガ販売及び工事業のスマート・ブリック柵を吸収合併し、総合建材事業として再始動しました。

セグメント	名称	事業内容と特徴
総合建材事業	(株)セラミックワン (横浜市戸塚区吉田町133-2)	<p>＜建築工事業部＞</p> <p>主に建設元請業者から工事を受注し、タイル工事全般を施工しております。主な施工対象はビル及びマンションです。技術・工程・安全のすべてにおいて顧客満足度を得られる会社を目指しております。</p>
		<p>＜ノベルストーン事業部＞</p> <p>世界中のタイル、建材の中から意匠性・デザイン性の優れたリーズナブルな商品を探し出し、現地で販売元と直接交渉し、商社を介さずに直接輸入し国内で販売しております。当初は中国、韓国からの輸入が中心でしたが、最近ではポルトガル、スペイン、イタリア、トルコなど世界中から輸入を行っており、建材問屋、建材メーカー等に販売しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生田倉庫：岐阜県多治見市生田町4-46 ・東京営業所：東京都品川区南大井6丁目16-4 戸浪大森ビル5階
		<p>＜改修工事業部＞</p> <p>マンションを中心に、ビル、戸建てなどの外装修繕工事を行っております。事前のヒアリング・現地調査、見積段階から携わり、短期工事から長期工事まで多岐に渡る工事を手掛けております。</p>
		<p>＜プロフォート事業部＞</p> <p>豊富な実務実績に基づき、建造物の姿を美しく鮮やかに再現する建築写真撮影業を主として行っております。</p>

柵セラミックワンは、以下の事業部単位で事業を行っております。

【建築工事業部】

建設元請業者から工事を受注し、新築工事におけるビル・マンションなどのタイル工事全般を施工しております。技術・工程・安全のすべてにおいて顧客満足度を得られる会社を目指しており、品質管理面では「剥離・剥落ゼロ」を最重要課題として自主管理に努め、また、安全面では労働災害防止のため、専門部署を設けて社員・技能工の安全意識向上を図っています。さらに、IT活用等によって各現場の情報を共有し、迅速な顧客対応を可能とする体制を構築しています。

【ノベルストーン事業部】

ブリック&ストーン（レンガ）・タイル・モザイク等の輸入建材の販売・輸入代行・倉庫管理を行っております。タイルは外装材・内装材として付加価値が高い素材ですが、広く一般に普及するにはコスト面が課題と考えております。そこで、ノベルストーン事業部では世界中のタイル、建材の中から意匠性・デザイン性の優れたリーズナブルな物を探し出し、現地で販売元と直接交渉し、商社を介さずに直接輸入し国内で販売しております。また、タイル商社やタイルメーカーからの物流管理業務の請負により、輸入商材の保管、加工、出荷料収入を安定的に得ることができ、受注から加工・出荷までのリードタイムの短縮化も実現しております。

【改修工事事業部】

マンションを中心に、ビル、戸建てなどの外装修繕工事を行っております。事前のヒアリング・現地調査、見積段階から携わり、短期工事から長期工事まで多岐に渡る工事を手掛けております。

【プロフォート事業部】

豊富な実務実績に基づき、建造物の姿を美しく鮮やかに再現する建築写真撮影業を主として行っております。

③ 電気通信工事事業

2021年9月の組織再編までは、元請（携帯キャリア）別に会社を分けておりましたが、5Gなど通信基地局及び、新規キャリアの参入による新規基地局の需要増並びに、撤収工事（PHS、3Gなど）、など、従来の需要とは異なるサービスの提供を求められるようになった事から経営の効率化を推進するため、(株)トライが(株)ネットを吸収合併しました。

セグメント	名称	事業内容と特徴
電気通信工事事業	エムエイトアイ(株) (愛知県春日井市南下原町4)	電気ケーブル工事、保守、LANケーブルの構築、モバイルネットワークやWi-Fiシステムなど、多様化する多機能端末の普及に伴い、工事から保守まで一貫したサービスを提供し、大手通信キャリアから直接工事を受託しサービスを提供しております。現在、本社がある愛知県を中心に、神奈川県、福岡県、広島県にも営業所を設け活動しております。 ・春日井営業所：愛知県春日井市高蔵寺町2丁目103番地 ・横浜営業所：横浜市神奈川区沢渡6番地 ・福岡営業所：福岡県糟屋郡粕屋町長者原西2-2-17 ・広島営業所：広島県広島市佐伯区八幡5-16-15 ・春日井倉庫：愛知県春日井市白山町3丁目1-13

エムエイトアイ(株)では、主に以下の事業を行っております。

- ・情報通信設備に係るシステム設計・施工・保守・点検、ネットワーク設計・施工
- ・伝送装置調整・設置（光伝送）
- ・各移動体通信事業者向け無線機器調整・保守・走行試験・解析業務
- ・各種工事（電気設備工事、消防無線設備工事）

上記の事業は3つの業務形態で提供しております。

i. 設備工事請負業務：

情報通信設備の設計・施工を請け負います。設立以降、約100件の設計・施工請負実績を有しております。また、鉄塔の光工事化として地線部の光ファイバを敷設する光通信網の構築工事も行っております。

ii. 人材派遣業務：

専門技能を有する自社の技術者をクライアントに派遣し、工事のサポートや構内請負を行います。当連結会計年度末現在、大手通信事業者を始めとするクライアント各社に40人以上の自社技術者を派遣しております。クライアントの情報通信工事の中核を担うことで営業力・技術力を蓄積しております。

iii. フィールドサポート業務：

全国各地の情報通信設備の保守業務を請け負っており、年間約1,500件の設備の保守・点検を行っております。

今後、スマートフォンやタブレット端末の普及により、LTE、Wi-Fi、さらに5Gなどのサービスエリアの拡大や、トラフィック増に対応する通信ネットワーク環境の整備・拡充が進むことで、移動体通信設備は更なる成長分野と見込んで取り組んでおります。

【情報通信設備工事】

【システム設備工事】



④ 土木工事業

報告セグメントにおける土木工事業は小林工業㈱が担っております。

セグメント	名称	事業内容と特徴
土木工事業	小林工業㈱ (岐阜県可児市土田2060)	公共工事を中心とした下水工事、道路改良工事などを行っております。A等級の一般競争参加資格の認定を受けているため、安定した公共事業の受注を可能としております。

土木建築科会社としてA等級認定を受けており、大規模な公共工事を市から受けているのが特徴です。また、建築から解体までワンストップで行う技術と設備を備えており、特に、解体工事では空き家の再生に力を入れており「可児市空き家再生プロ集団」を有志で立ち上げ、空き家の管理に注力しております。

⑤ 総合改修工事業

報告セグメントにおける総合改修工事業は輝龍㈱が担っております。

セグメント	名称	事業内容と特徴
総合改修工事業	KIRYU JAPAN ホールディングス㈱ 輝龍㈱ (さいたま市南区大字 太田窪3506-11)	タイル改修工事を中心とした施工を行っています。撤去作業から改修工事までの大規模修繕工事一式の施工を可能としております。 ・大宮営業所：さいたま市大宮区上小町468エルドヴェール I-205号室

タイル改修工事を中心とした総合改修工事業を担っております。打診調査から施工完了までトータルで行える技術と人材を兼ね備えており、適切な工事と品質にこだわったクオリティの高い施工を提供しております。

⑥ その他事業

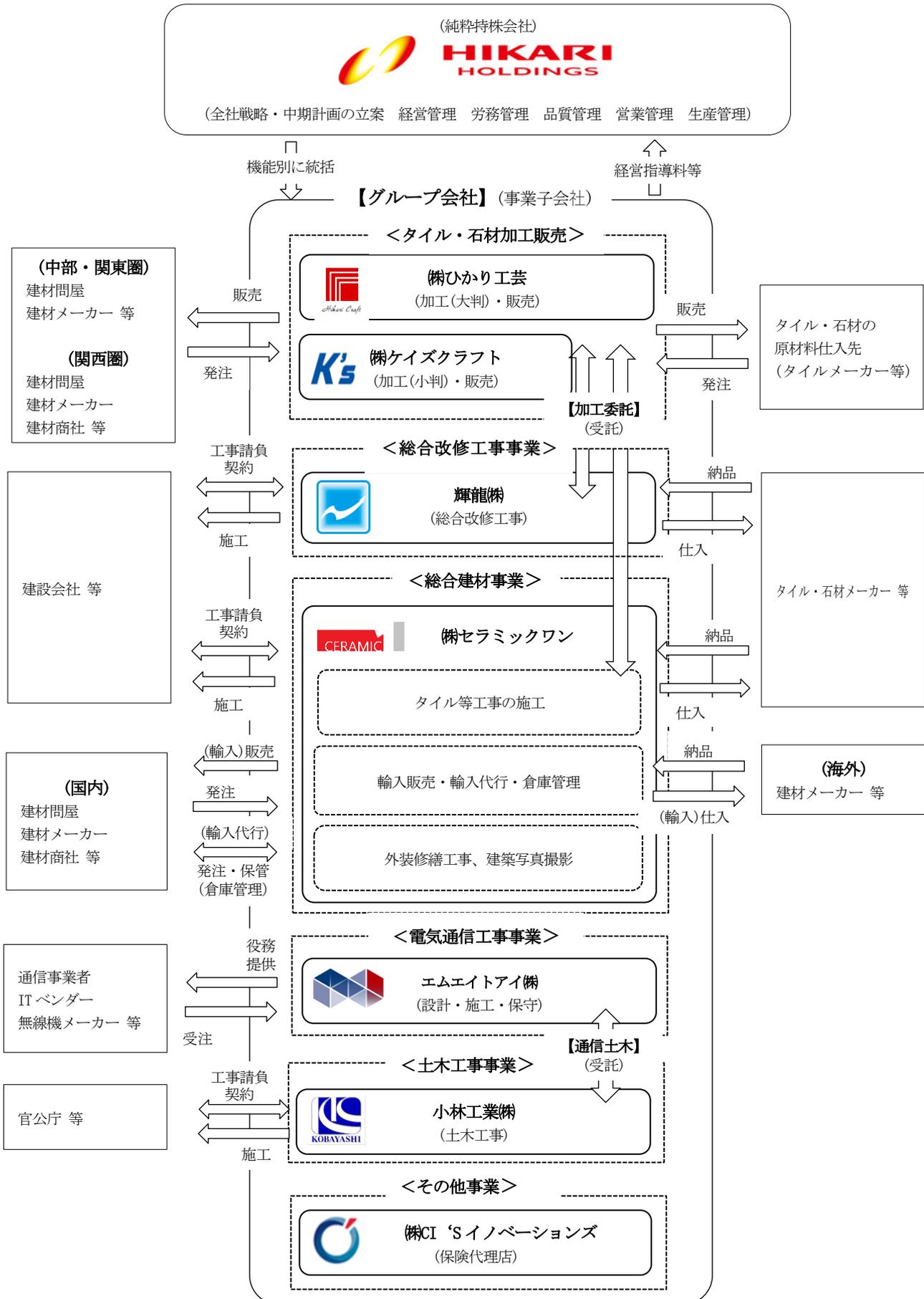
その他の事業として、㈱CI「Sイノベーションズが保険代理事業及びリスクプロポーザル事業を行っております。

セグメント	名称	事業内容と特徴
その他	㈱CI「Sイノベーションズ (岐阜県多治見市笠原町 22-14)	保険代理店事業及び経営課題に対するリスクコンサルティングを提案する「リスクプロポーザル事業」を開始しております。

主にグループ内で所有する固定資産に対する損害保険、グループ内の従業員に対する生命保険等を取り扱っております。2021年12月からは、外部企業へ経営課題に対するリスクコンサルティングを提案する「リスクプロポーザル事業」を開始しております。

(事業系統図)

以上の説明を事業系統図によって示すと次のようになります。



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 又は被所有 割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社ひかり工芸 (注2、4)	岐阜県 多治見市	9,000	タイル・石材加工販売事業	100.0	役員の兼任、 経営指導
株式会社ケイズクラフト (注2、3、4)	岐阜県 多治見市	3,000	タイル・石材加工販売事業	100.0 (100.0)	役員の兼任、 経営指導
株式会社セラミックワン (注2、4)	横浜市 戸塚区	10,000	総合建材事業	100.0	役員の兼任、 経営指導
エムエイトアイ株式会社 (注2、4)	愛知県 春日井市	10,000	電気通信工事事業	100.0	役員の兼任、 経営指導
小林工業株式会社 (注2、3、4)	岐阜県 可児市	20,000	土木工事事業	100.0 (100.0)	経営指導
KIRYU JAPANホールディングス株式会社 (注2、4)	さいたま市 南区	40,000	総合改修工事事業	100.0	役員の兼任、 経営指導
輝龍株式会社 (注2、4)	さいたま市 南区	40,000	総合改修工事事業	100.0 (100.0)	役員の兼任、 経営指導
株式会社CI'Sイノベーションズ (注2、4)	岐阜県 多治見市	10,000	その他事業 (保険代理店事業等)	100.0	役員の兼任、 経営指導

(注1) 「主要な事業の内容」欄には、セグメントの名称を記載しています。

(注2) 有価証券届出書または有価証券報告書を提出している会社はありません。

(注3) 議決権の所有割合又は被所有割合の()内は、間接所有割合です。

(注4) 株式会社ひかり工芸、株式会社ケイズクラフト、株式会社セラミックワン、エムエイトアイ株式会社、小林工業株式会社、KIRYU JAPANホールディングス株式会社及び輝龍株式会社は特定子会社に該当しています。

(注5) KIRYU JAPANホールディングス株式会社及び輝龍株式会社は2023年5月に連結子会社化し、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

(注6) 株式会社ひかり工芸、株式会社セラミックワン及びエムエイトアイ株式会社は、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。各社の2022年9月1日から2023年8月31日までの主要な損益情報等は以下の通りです。

会社名		株式会社ひかり工芸	株式会社セラミックワン	エムエイトアイ株式会社
(1) 売上高	(千円)	460,394	1,547,869	1,373,142
(2) 経常利益	(千円)	△14,013	40,219	13,070
(3) 当期純利益	(千円)	△10,353	△6,330	△9,114
(4) 純資産額	(千円)	31,366	139,263	412,378
(5) 総資産額	(千円)	421,006	853,369	1,262,626

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2023年8月31日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
タイル・石材加工販売事業	33 (5)
総合建材事業	31 (6)
電気通信工事業	77 (2)
土木工事業	9 (－)
総合改修工事業	21 (－)
その他	14 (－)
合計	185 (13)

(注1) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、当連結会計年度の平均人員を () 外数で記載しております。

(注2) その他として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない事業・管理部門に所属しているものです。

(2) 発行者の状況

2023年8月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
14 (－)	35.2	2.4	3,873

(注1) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を () 外数で記載しております。

(注2) 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(注3) 当社は、当社グループの管理業務のみを行う単一事業であるため、セグメント別の記載は省略しております。

(3) 労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

株CI' Sイノベーションズ

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度（2022年9月1日から2023年8月31日）におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症に対する活動制限の緩和により、消費活動が徐々に正常化に向かう一方、世界的なインフレや各国の金融引き締め政策の影響、また、地政学リスクが原材料・資材価格やサプライチェーンに与える影響などにより、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社グループのタイル・石材加工販売事業、総合建材事業、電気通信工事事業、土木工事事業及び総合改修工事事業の主要事業である建築工事関連においては、急激な円安やエネルギー資源の高騰、資材高などの要因が建設費の上昇に繋がっております。タイル・石材加工販売事業においては、入国制限の緩和等に伴って外国人技能実習生の受入を再開しておりますが、依然として人材不足が継続しております。また、総合建材事業においては、建設費低減のためにタイル等の意匠材の使用面積が抑制されるなど引き続き厳しい環境下にあります。首都圏を中心とした再開発や大阪万博に向けた近畿圏の再開発が進み、需要の拡大が期待されます。

電気通信工事事業の主要市場である情報通信関連においては、「デジタル田園都市国家構想」の実現に向け、全国的なデジタルインフラ整備が推進されている一方、各通信キャリアの設備投資がピークアウトを迎えつつあり、モバイル関連工事が減少傾向にあるなど厳しい環境下にあります。

総合改修工事事業においては、築年数が15年を超え大規模修繕の周期を迎えるマンション・アパートが増加するため、引き続き大規模修繕市場が活性化することが見込まれております。

このような市場環境・経営環境の中で、当連結会計年度の売上高は3,603,246千円（前年同期比1.0%減少）、営業損失は23,714千円（前年同期は営業損失46,200千円）、経常損失は33,889千円（前年同期は経常損失42,525千円）、親会社株主に帰属する当期純損失は77,911千円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純損失87,036千円）となりました。

セグメント別の業績は次の通りです。

(タイル・石材加工販売事業)

売上高は534,141千円（前年同期比8.6%増加）、セグメント損失は13,908千円（前年同期はセグメント利益13,417千円）となりました。

(総合建材事業)

売上高は1,547,199千円（前年同期比1.4%減少）、セグメント利益は21,716千円（前年同期比45.7%減少）となりました。

(電気通信工事事業)

売上高は1,373,142千円（前年同期比0.2%減少）、セグメント利益は7,628千円（前年同期比77.0%減少）となりました。

(土木工事事業)

売上高は126,331千円（前年同期比36.4%減少）、セグメント損失は1,815千円（前年同期はセグメント損失12,148千円）となりました。

(総合改修工事事業)

2023年8月31日にKIRYU JAPAN ホールディングス(株)及び輝龍(株)を連結子会社化し、当連結会計年度末より総合改修工事事業を開始しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）の残高は1,527,301千円（前連結会計年度末比716,092千円増加）となりました。各キャッシュ・フローの状況とその主な要因は以下の通りであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果獲得した資金は5,525千円（前年同期は152,086千円の使用）となりました。主な増加要因は

未成工事受入金の増加額70,331千円、減損損失49,071千円、減価償却費44,852千円、のれん償却額24,477千円、未収入金の減少額23,376千円等、主な減少要因は税金等調整前当期純損失78,979千円、棚卸資産の増加額94,665千円、売上債権の増加額47,422千円等であります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は229,757千円(前年同期は25,689千円の使用)となりました。主な減少要因は定期預金の預入による支出126,080千円、連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出120,704千円等、主な増加要因は定期預金の払戻による収入33,180千円等であります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果獲得した資金は940,324千円(前年同期は171,027千円の獲得)となりました。主な増加要因は長期借入れによる収入1,140,000千円、短期借入金の純増加額85,000千円等、主な減少要因は長期借入金の返済による支出212,137千円、自己株式の取得による支出33,350千円等であります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当連結会計年度の生産実績をセグメントごとに示すと、以下の通りであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2022年9月1日 至 2023年8月31日)	前年同期比 (%)
タイル・石材加工販売事業 (千円)	470,641	110.7
総合建材事業 (千円)	1,163,956	134.0
電気通信工事業 (千円)	1,143,204	105.7
土木工事業 (千円)	107,798	53.8
合計 (千円)	2,885,600	112.0

(2) 受注実績

当連結会計年度の受注実績をセグメントごとに示すと、以下の通りであります。

セグメントの名称	受注高		受注残高	
	当連結会計年度 (自 2022年9月1日 至 2023年8月31日)	前年 同期比 (%)	当連結会計年度 (2023年8月31日)	前年 同期比 (%)
総合建材事業 (千円)	1,592,414	109.1	229,412	124.6
土木工事業 (千円)	138,851	64.2	30,020	171.5
総合改修工事業 (千円)	—	—	79,507	—
合計 (千円)	1,731,266	103.3	338,939	168.0

(注1) タイル・石材加工販売事業、電気通信工事業は受注から販売までの所要日数が短く、常に受注残高は僅少であります。また、期中の受注高と販売実績がほぼ対応するため、記載を省略しております。

(3) 販売実績

当連結会計年度の販売実績を示すと、次の通りです。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2022年9月1日 至 2023年8月31日)	前年同期比 (%)
タイル・石材加工販売事業 (千円)	534,141	108.6
総合建材事業 (千円)	1,547,199	98.6
電気通信工事業 (千円)	1,373,142	99.8
土木工事業 (千円)	126,331	63.6
その他 (千円)	22,432	333.3
合計 (千円)	3,603,246	99.0

(注1) セグメント間の取引については相殺消去しています。

(注2) 前連結会計年度及び当連結会計年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次の通りであります。

相手先	前連結会計年度 (自 2021年9月1日 至 2022年8月31日)		当連結会計年度 (自 2022年9月1日 至 2023年8月31日)	
	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)
(株)シーテック	—	—	390,171	10.8

3 【対処すべき課題】

(1) 経営方針

当社は『最強の中小企業集団を作り、その技術と人材を後世に継承する』を経営理念に掲げ、当社グループは「タイル・石材加工販売事業」「総合建材事業」「電気通信工事業」「土木工事業」「総合改修工事業」及び保険代理店などを営む「その他事業」と、それぞれ業界が異なる事業を行う多角化経営を志向しております。当社の統括により、会社の“強み”を伸ばし、“弱み”を補える体制を構築・強化してまいります。

(2) 経営環境及び対処すべき課題等

「1 【業績等の概要】」に記載の通り、外国人技能実習生の受入が進み、労働者不足の解消が見込まれております。また、諸要因により同業他社が減少している環境下において、当社グループは「切る・削る・磨く・接着する」の全ての工程を1つの工場で行える設備を有しているため、床タイル、壁タイル、ノンスリップ加工、建築用石材加工、天然石の加工など、タイル・石材のサイズ・用途の多様なニーズに合わせた加工を短期間で行えることから、引き続き堅調な受注・販売が見込まれます。

総合建材事業につきましては、民間投資や新設住宅着工戸数の持ち直し、建物の老朽化による設備の改修工事需要の高まりが見られる一方で、原材料、光熱料及び運賃等の高騰に対し、販売価格や運賃体系の改定に取り組んでおりますが、急激な円安やエネルギー資源高による建設費の高騰も相俟って、引き続き厳しい経営環境が見込まれます。このような状況の中でカタログ作成によるブランディング戦略及び販売体制の強化を中心に、タイルのニーズ向上に貢献してまいります。

電気通信工事業につきましては、モバイル関連工事が減少するなど厳しい事業環境の中、基地局工事にとどまらず事業領域の拡大、新規顧客の開拓、人材の確保・育成による経営基盤強化を引き続き行ってまいります。

土木工事業につきましては、これまでの県市からの大規模な公共工事の受注のほか、民間からの工事受注を見込んでおります。当連結会計年度より通信土木工事に参入し、当社グループ企業であるエムエイトアイ(株)との連携を図っており、今後は民間からの通信土木工事の受注を確立して公共工事・民間工事の両立を図り、事業の多角化、収益性向上に努めてまいります。

総合改修工事業につきましては、総合建材事業同様、改修工事における堅調な需要が見込まれており、当社の強みである特定建設業許可とタイル専門工事業の技術により、引き続き利益獲得が見込まれます。

上記の経営方針及び経営環境を踏まえた上で、当社グループの強みを伸ばし、また弱みを補うために最も重要な課題は人材の確保と育成であり、それを支えるのが内部管理体制の強化や事業資金の確保、業務提携、合併及び買収等（以下、「M&A等」）の施策であると考えております。

<全社共通>

① 連結子会社の業績管理について

当社グループの連結業績は、連結子会社の個別業績によって構成されるため、各連結子会社の業績管理は持株会社にとって最も重要な役割であると認識しております。当社（㈱ひかりHD）の取締役は、各連結子会社の代表取締役あるいは業務責任を有する取締役で構成されております。そのため、当社取締役会では、各連結子会社の責任者が月次の業績を報告することで、当社が策定した事業計画と差異が生じていないか等、計画と実績の管理を行い、業績に重要な差異が生じる可能性がある場合には速やかに対策を講じることで、当社グループの業績向上を目指しております。

② 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社（㈱ひかりHD）は、各連結子会社に対してより高い成長性を確保する観点から、「売上高」の増収を最重視しております。また、収益性向上のため「営業利益率」、生産性向上のため「人件費率」、財務健全性向上のため「純資産比率」及び「負債比率」を重要な指標として位置付け、バランスの取れた企業価値の継続的拡大を目指しております。なお、設備投資につきましては、グループ全体の「D.C.R（有利子負債／金融資産＋有形固定資産）×100」、「EBITDA比率（有利子負債／EBITDA（営業利益＋受取利息・配当金＋減価償却実施額）」等を併せて検討しております。

③ 経営管理業務能力の向上について

当社（㈱ひかりHD）は、連結子会社の経営管理業務を各連結子会社から受託し、当社グループのバックオフィスとしての機能を担っていることから、当社の経営管理業務の能力は、当社グループ全体の業務効率に影響を及ぼします。当社グループ全体の業務効率の維持・向上の実現のため、当社は、経営管理業務能力の更なる向上に努めております。

④ M&A等について

当社（㈱ひかりHD）は、当社グループの強化・拡充を目的として今後も積極的にM&A等を行い、グループ企業を増やしていく方針です。傘下企業が増加していく過程において、様々な業態の企業が増えていくことも予想され、的確な分類などポートフォリオの調整も重要性を増してまいります。そのため、これらに対応するための関連スキルの向上及び対応する人員体制の強化を課題としており、今後、企業規模の拡大を図る中で、適時人員体制の強化を実施してまいります。

<タイル・石材加工販売事業>（㈱ひかり工芸、㈱ケイズクラフト）

① 人材の確保・育成について

当事業を安定的に成長させていくためには、人材の確保が必要であります。当事業において、工場勤務者の不足を解消するため、中国・ベトナムなどの外国人技能実習生を雇用しておりますが、新型コロナウイルスの感染拡大防止の対策として外国人の入国制限などがあった影響で外国人技能実習生が減少するなど一時期は大幅に人員が減少しておりました。労働者不足の解消の施策として、日本語学校を卒業した外国人留学生の雇用を進めております。日本語学校を卒業した外国人留学生の多くは観光業界などへの就職を希望していましたが、新型コロナウイルスの影響もあり一時期は雇用先が激減しておりました。このような環境下で、当事業では、日本語検定の有資格者に対し、工程（ライン）管理を教え、外国人技能実習生とのコミュニケーションを図るポジションに配置し、工場業務の円滑化に取り組んでおります。

② 設備金額の増加と財務体質の強化について

当事業では、ウォータージェットカッターの導入など事業拡大に伴い設備投資を行なっております。設備投資資金につきましては、現在、金融機関からの借入金による資金調達为主となっております。今後は、収益力の強化、建物・工場設備のリース等の採用によりバランスシートの更なる改善を図ってまいります。

<総合建材事業>（㈱セラミックワン）

① 人材の確保・育成について

当事業は、新築工事におけるビル・マンションなどのタイル工事全般を施工する建築工事業、タイル等の輸入建材の販売・輸入代行・倉庫管理を行うノベルストーン事業、マンション・ビル・戸建ての外装修繕工事を行う改修工事業、建造物の竣工写真を専門に扱うプロフォート事業など、専門性を有する事業部が多く、技術力がある即戦力な人材の確保が課題であります。また、建設業界は慢性的に人材不足が継続する中で、社内研修を継続的に実施することで、既存社員の能力及びスキル向上に取り組む他、輸入建材の仕入れにおいては、外国企業との商談は必須であり、語学力やグローバルなビジネススキルなどが不可欠であるなど、特異なスキルが必要となります。そのため、当社グループの経営理念に共感する人材の採用を強化するとともに、事業部ごとに必要な能力及びスキルの向上に取り組んでまいります。

② 商品（在庫）管理について

当事業のノベルストーン事業部は、タイル・モザイク・ブリック等の輸入建材を棚卸資産として保有しておりますが、取り扱っている商品の種類（品目）が多く、平均して60種類300品目の在庫を常時保有しております。

ノベルストーン事業部では、基準在庫数による管理を行うなど、お客様のニーズに応じた在庫管理を実施しておりますが、収益性の低下等に伴い、棚卸資産の資産価値が低下する可能性もあることから、定期的に、回転数が落ちている商品については入れ替えを行うなど、商品（在庫）管理の向上に取り組んでおります。

<電気通信工事業>（エムエイトアイ株）

① 人材の確保・育成について

当事業を安定的に成長させていくためには、優秀な人材の確保が必要であります。当事業では主に情報通信設備の設計・施工を行っております。そのため、現場の技術者は電気通信主任技術者、電気工事士などの国家資格を有しております。基地局の設置には大きく分けて、置局・設計・施工の流れがあり、置局については、クライアントが確保したい通信エリア内の土地やビルを調査し、地主と交渉し、基地局の設置場所を決定します。競合他社との競争力の向上にあたっては、この置局確保による地主交渉力も身に付けることは不可欠であると考えております。当社グループの経営理念に共感する人材採用を強化するとともに、社内研修を継続的に実施することで、既存社員の能力及びスキルの向上に取り組んでまいります。

② 特定取引先に対する依存度が高いことについて

当事業は、通信事業者各社との取引比率が高く、この傾向は今後とも継続することが見込まれます。したがって、情報通信業界の市場動向や技術革新等により、通信事業者各社の設備投資行動及び、設備投資構造が変化した場合に備え、ITベンダーからの受注など顧客の裾野を広げる取り組みを行っております。

<土木工事業>（小林工業株）

① 人材の確保・育成について

当事業を安定的に成長させていくためには、優秀な人材の確保が必要であります。当事業は土木工事の元請業者として、全ての社員が、土木施工管理技士、建築施工管理技士など様々な国家資格を有しております。このような資格は技術だけでなく、経験値も必要となることから、当社グループの経営理念に共感する人材採用を強化するとともに、社内研修を継続的に実施することで、既存社員の能力及びスキルの向上に取り組んでまいります。

② 建設DXへの取り組みについて

国土交通省では建設デジタルトランスフォーメーション（DX）の一環として、i-Construction（アイコンストラクション）を推奨しております。ICTの全面的な活用を建設現場に導入することにより、建設生産システム全体の生産性向上を図ることを目的としていますが、ICT重機、レーザースキャナ、ドローン、3Dソフトなどを購入した場合には初期費用が必要となります。ICT活用工事は一般的な工事よりも割高な請負金額となりますが、初期投資費用をまかなえるだけの利益を捻出するには数年掛かると見込んでおりますが、ICT活用工事は、今後、標準化されていく事が予想されるため、ICT活用工事で使える補助・融資制度を活用し、ICT活用工事へ本格的に移行できる施策へ取り組んでまいります。

<総合改修工事業>（KIRYU JAPANホールディングス株、輝龍株）

① 人材の確保・育成について

当事業を安定的に成長させていくためには、優秀な人材の確保が必要であります。当事業は総合修繕工事を行っており、当事業において特定建設業許可を保有しております。そのため現場の技術者は建築施工管理技士やタイル張り技能士などの国家資格を有しております。十分な技術と経験を有した技術者は事業継続に必要な不可欠なため、当社グループの経営理念に共感する人材採用を強化するとともに、社内研修を継続的に実施することで、既存社員の能力及びスキルの向上に取り組んでまいります。

<その他事業>（株CI' Sイノベーションズ）

① 適切な保険募集について

当事業において取り扱う各種保険については、顧客のニーズの喚起・意向把握・適切な商品の提案等が必要となり、これらが正しく行われることで顧客のニーズを満たした最適な保険の提供が実現されます。そのため、適切な保険募集を行うことが出来るように、保険業法等関連法令の理解と継続的な商品及び周辺知識のアップ

デートを目的とした研修が必須となってくるため、教育体制の一層の充実に取り組んでまいります。

4【事業等のリスク】

以下において、当社グループの事業展開その他に関してリスク要因と考えられる主な事項を記載しております。当社は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の適切な対応に努める方針ですが、当社株式に関する投資判断は、以下の事項及び本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

また、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであり、実際の結果とは異なる可能性があります。

<全社共通>

(1) M&A等について

① 買収後の事業計画の達成可能性について

当社は、各種工事業を行う中小企業を対象としたM&Aにより、新たな事業展開及び、事業の拡大を図っております。なお、当連結会計年度末でのれんの残高は、779,819千円となっており、連結総資産の17.8%を占めております。M&Aを実行する際には、十分なデューデリジェンスをおこない、リスク等の検討をおこなっております。買収時に想定した事業計画が予定通りに進捗しない場合または、経営統合作業（Post Merger Integration）が思うように進まずM&Aの効果を十分に発揮できない場合には、固定資産やのれんの減損等により当社グループの業績・財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

② 偶発債務や未認識債務の発生について

M&A実施に際しては、対象企業の財務・法務・事業等について事前にデューデリジェンスをおこない、十分なリスクを確認し、正常収益力を分析したうえで決定いたしますが、買収後の偶発債務の発生や未認識債務の判明等、事前の調査で把握できなかった問題が生じた場合、当社グループの業績・財政状態に影響を与える可能性があります。

③ 統合に伴う資産等の整理について

M&A後の経営統合において、事業再編や遊休資産の売却等をおこなうことにより特別利益、特別損失が発生し、当社グループの業績・財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

④ M&A時の調達資金について

当社グループは、事業拡大を加速する有効な手段として、当社グループに関連する企業・事業のM&Aを検討していく方針です。M&Aを実施する際は自己資金もしくは借入金により資金の調達を行う予定としておりますが、新たなファイナンスによる負担や希薄化および自己資本の変動のほか、新たに借入金を利用した場合、市場金利の変動の状況によっては、借入金利息の負担の増大等により、当社グループの業績・財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 人材の確保・育成について

当社グループでは、人材が重要な経営資源と考えており、事業の拡大に向け優秀な人材の確保が重要な課題となります。今後、計画通りに採用が進まなかった場合においては、事業展開が計画通りに進まず、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(3) 新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社は、事業発展のために必要なマネジメント力、コンプライアンスに精通した人材等の確保及び定着を目的として、取締役及び監査役並びに従業員に対して新株予約権を付与しております。当連結会計年度末現在、新株予約権による潜在株式数は218,800株であり、潜在株式を含む普通株式（自己株式43,000株を除く）の発行済株式総数471,500株に対し、46.4%にあたります。発行された新株予約権の行使により発行される新株は、将来、当社グループの株式価値の希薄化や株式売買の需給への影響をもたらす、当社グループ株価の形成に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 配当政策について

当社では、株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして位置付けています。しかしながら、当連結

会計年度末現在において、当社は成長拡大の過程にあると考えており、経営基盤の強化及び積極的な事業展開のために内部留保の充実を図り、財務体質の強化と事業拡大に向けた投資に充当することで、更なる事業拡大を実現することが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。

将来的には、経営成績及び財政状態を勘案しながら株主への利益の配当を検討する方針であります。配当の実施及びその時期等については現時点において未定であります。

(5) 有利子負債への依存について

当社グループが多角化を進める中で、新規事業には多額の投資が必要であり、当社グループは、これら投資資金の大部分を金融機関からの借入金に依存してきました。当連結会計年度末における当社グループの総資産に占める有利子負債の割合は78.5%、支払利息は20,240千円となっております。今後の金利変動によっては、支払利息の負担が増加して経営成績に影響を与える可能性があります。また、金融機関の融資姿勢の変化等により、事業拡大に必要な資金調達が困難になる場合には経営成績や財政状態に影響を与える可能性があります。

(6) 特定人物への依存について

当社の代表取締役社長である倉地猛は、当社グループの経営方針や経営戦略の立案及び決定を始め、営業戦略や業務遂行等の経営全般において重要な役割を果たしております。当社グループは、ノウハウの共有、人材の獲得及び育成等により組織体制の強化を図り、同氏に過度に依存しない経営体制の構築を進めてまいります。しかしながら、不測の事態により同氏の当社における職務執行が困難となった場合は、当社グループの今後の事業展開、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 訴訟等について

当社グループは、現段階において業績に重大な影響を及ぼす訴訟を提起されている事実はありません。しかしながら、当社グループが販売する商品・サービスに関して、瑕疵等の発生、最終消費者からのクレーム等が発生した場合、これらに起因する訴訟やその他の請求が発生する可能性があります。これらの訴訟等の内容によっては、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(8) 偶発的リスクについて

当社グループは、日本国内に拠点が点在し、各種工事業を行っております。そのため、地震や豪雨などの自然災害等により工程が計画通りに進まない可能性があります。また、新型コロナウイルス感染症のような新種の疫病発生に伴う政府の入国制限（水際対策）により外国人技能実習生の確保が困難となった場合に当社グループの業績・財政状態に影響を及ぼす可能性があります。その結果、当社子会社の事業収益による固定資産の減損や、買収時に想定した事業計画が予定通り進捗できなくなることによるのれんの減損等が発生し、当社グループの業績・財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 当社グループの業績・財政状態に関する重要事象等

当社グループは、前連結会計年度において46,200千円の営業損失を計上し、当連結会計年度においても23,714千円の営業損失を計上いたしました。また、財務面においては、当連結会計年度末において、短期借入金180,000千円、長期借入金2,677,884千円、社債497,000千円、リース債務73,368千円、長期未払金14,270千円の有利子負債を抱えております。また、当社の借入金に係る一部の契約において各連結会計年度の連結営業損益に関する財務制限条項が付されておりますが、当連結会計年度末現在、これに抵触しており、借入先金融機関の請求があった場合、当該借入金について期限の利益を喪失する可能性があります。

当社グループでは、当該状況を改善、解消すべく経営体制の刷新や生産体制の見直し等の対応策を実施してまいりましたが、翌連結会計年度以降も引き続きグループ全体の収益力向上及び財務体質の改善・強化を図り、安定した経営基盤を築くために、以下の対応策に取り組んでまいります。

(資金繰りについて)

- ① 当該金融機関には、財務制限条項の抵触を理由とする期限の利益喪失請求等の権利行使を猶予いただくことにご同意頂いております。その後も継続的な支援が得られるように、当該金融機関とは定期的に協議を行う等により緊密な連携を続けてまいります。
- ② 保有資産の売却や投資案件の厳選及び抑制等により、事業及び運転資金の安定的な確保に努めてまいります。
- ③ 財務体質の改善・強化及び運転資金の充実のため、あらゆる資本政策等の可能性についても検討してまいります。

<タイル・石材加工販売事業> (株ひかり工芸、(株)ケイズクラフト)

(1) 原材料等の価格変動について

タイル・石材加工販売事業の製造過程において使用されるエネルギーや、タイル・石材の原材料となる顔料(釉薬など)や原料(セラミック材など)などの価格変動について、現時点で顕在化している問題はありませんが今後、更なる原材料が高騰した場合、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(2) 外国人技能実習生の雇用について

タイル・石材加工販売事業の従業員のうち、当連結会計年度末現在で約半数強が外国人の技能実習生となっております。技能実習生の労働に関しては、「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(技能実習法)」に基づき、各技能実習生と「技能実習のための雇用契約書」を締結するなど法令の遵守に努めておりますが、今後、法令や規制内容の変更が発生した場合、また、著しい為替相場の変動が発生した場合等により、必要な人員を確保できなくなった場合には、一時的に人材不足となり、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

<総合建材事業> (株セラミックワン)

(1) 景気動向の影響について

総合建材事業は、景気動向、金利動向、物価動向及び税制等に基づく需要者の投資意欲や需要動向に影響を受けやすいため、景気の先行き悪化や大幅な金利の上昇、人件費の上昇、消費税増税等の動向に大きく左右される傾向があります。そのため、これらの動向次第で当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(2) 輸入商品の確保と為替相場について

ノベルストーン事業において、海外(アジア圏及びEU圏)からタイルなどの商品を輸入しております。原則として外貨建取引を行っておりますが、今後、更に円安が進んだ場合には、仕入価格・販売価格に影響があり、また、これらの価格変動に起因して販売数量等が変動することにより、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。現時点で顕在化している問題はありませんが、新型コロナウイルス感染拡大等の影響により、海外における生産能力の低下や、仕入価格の高騰などにより、必要とする輸入量を確保できなくなる可能性があります。

<電気通信工事事業> (エムエイトアイ株)

(1) 特定取引先に対する依存度が高いことについて

電気通信工事事業では、情報通信ネットワークの構築・施工を主な事業としていることから、通信事業者各社との取引比率が高く、この傾向は今後とも継続することが見込まれます。したがって、情報通信業界の市場動向や技術革新等により、通信事業者各社の設備投資行動及び、設備投資構造が変化した場合、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(2) 重要な情報の管理について

電気通信工事事業は事業運営上、顧客等が保有する技術データ・顧客データ等の重要な情報を取り扱っております。そのため、情報マネジメントシステムを構築・運用するとともに、情報セキュリティ責任者の配置や社内委員会を設置する等情報管理に対する重要性を十分認識した体制作りに取り組んでおりますが、不測の事態により重要な情報が流出した場合、顧客からの信頼が低下するほか、損賠賠償義務の発生等により、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(3) 重大な人身・設備事故等の発生について

建設工事現場における人身・設備事故を未然に防ぐため、「安全・品質の確保」に対する取り組みには万全を期すと共に、管理を強化することで、事故の発生防止に努めております。しかしながら、不測の事態により重大な人身・設備事故が発生させた場合、顧客からの信頼が低下するほか、損賠賠償義務の発生や受注機会の減少等により、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

<土木工事業> (小林工業株)

(1) 景気動向の影響について

土木工事業は、景気動向、金利動向、物価動向及び税制等に基づく需要者の投資意欲や需要動向に影響を受けやすいため、景気の先行き悪化や大幅な金利の上昇、人件費の上昇、消費税増税等の動向に大きく左右される傾向があります。そのため、これらの動向次第で当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

<総合改修工事業> (KIRYU JAPANホールディングス株、輝龍株)

(1) 景気動向の影響について

総合修繕工事業は、景気動向、金利動向、物価動向及び税制等に基づく需要者の投資意欲や需要動向に影響を受けやすいため、景気の先行き悪化や大幅な金利の上昇、人件費の上昇、消費税増税等の動向に大きく左右される傾向があります。そのため、これらの動向次第で当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

<J-Adviserとの契約について>

当社グループは、(株)東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketの上場企業です。当社では、フィリップ証券株を担当J-Adviserに指定することについての取締役会決議に基づき、2015年2月1日にフィリップ証券株との間で、担当J-Adviser契約（以下「当該契約」といいます。）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Marketにおける当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当J-Adviserを確保できない場合、当社株式はTOKYO PRO Marketから上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下の通りです。

なお、本発行者情報の開示日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

(J-Adviser契約解除に関する条項)

当社（以下「甲」という。）が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券株（以下「乙」という。）はJ-Adviser契約（以下「本契約」という。）を即日無催告解除することができる。

①債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この項において「猶予期間」という。）において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。但し、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、2年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して2年を経過する日（猶予期間の最終日の翌日から起算して1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間内）に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む。）を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次のa及びbに定める書類に基づき行う。

a 次の(a)又は(b)の場合の区分に従い、当該(a)又は(b)に規定する書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

- b 本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

②銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合

③破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

- b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することを取締役会の決議を行った場合、甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）
- c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。）

甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次のaないしcの全てに該当するものをいう。

- a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。
 - (a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合
当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。
 - (b) 甲が前号cに規定する合意を行った場合
当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。
- b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。
 - (a) 当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。
 - (b) 前aの(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう）又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日
 - (a) TOKYO PRO Marketの上場株券等
 - (b) 上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合 当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る。）が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等
- b 甲が、前aに規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）
- c 甲が、前a及び前bに規定する事由以外の事由により解散する場合（③bの規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。

⑥不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又はこれら i からviiまでと同等の効果をもたらすと認められる行為）を行った場合で、当該上場会社が実質的な存続会社でないとして乙が認めた場合。

⑦支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合（当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき

⑧有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等につき、法令及び上場規程等に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないとして判断した場合

⑨虚偽記載又は不適正意見等

次のa又はbに該当する場合

- a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
- b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

⑩法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。

⑪株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を(株)東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。

⑫株式の譲渡制限

甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

⑭指定振替機関における取扱い

甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

⑮株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次のaからgまでのいずれかに掲げる行為を行っていると乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれ大きいと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）
- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行なっている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）。
- d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
- e 上場株券等より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定。
- f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯全部取得

甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑰反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketに対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑱その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは(株)東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

(J-Adviser契約解除に係る事前催告に関する事項)

1. いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り1ヶ月とする。）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
2. 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
3. 契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を(株)東京証券取引所に通知しなければならない。

5【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当連結会計年度の末日現在において判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

(流動資産)

当連結会計年度末における流動資産の残高は2,828,476千円で、前連結会計年度末に比べ1,107,915千円増加しております。現金及び預金の増加810,329千円、受取手形、売掛金及び契約資産の増加200,194千円、未成工事支出金の増加70,655千円、電子記録債権の増加59,580千円、完成工事未収入金の減少46,137千円が主な変動要因であります。

(固定資産)

当連結会計年度末における固定資産の残高は1,558,670千円で、前連結会計年度末に比べ861,403千円増加しております。のれんの増加607,287千円、建物及び構築物(純額)の増加102,184千円、土地の増加95,260千円が主な変動要因であります。

(流動負債)

当連結会計年度末における流動負債の残高は1,425,396千円で、前連結会計年度末に比べ563,938千円増加しております。1年内返済予定の長期借入金の増加217,400千円、短期借入金の増加85,000千円、未成工事受入金の増加81,562千円、工事未払金の増加52,539千円、1年内償還予定の社債の増加40,000千円、支払手形及び買掛金の増加25,540千円、賞与引当金の増加20,597千円が主な変動要因であります。

(固定負債)

当連結会計年度末における固定負債の残高は2,801,766千円で、前連結会計年度末に比べ1,487,531千円増加しております。長期借入金の増加1,320,455千円、社債の増加192,000千円が主な変動要因であります。

(純資産)

当連結会計年度末における純資産の残高は159,983千円で、前連結会計年度末に比べ82,150千円減少しております。自己株式の取得による減少35,290千円、親会社株主に帰属する当期純損失77,911千円の計上による利益剰余金の減少、新株の発行による資本金の増加10,875千円、同資本剰余金の増加10,875千円が主な変動要因であります。

(3) 経営成績の分析

(売上高)

当連結会計年度における売上高は3,603,246千円(前年同期比1.0%減少)となりました。タイル・石材加工販売事業においては受注が好調に推移し、前年同期比で増収(同8.6%増加)となりましたが、総合建材事業(同1.4%減少)、電気通信工事業(同0.2%減少)の各セグメントにおいては需要減少及び労働力不足等により前年同期比で減収となりました。

(売上総利益)

当連結会計年度における売上総利益は788,282千円(前年同期比1.3%増加)となりました。売上原価率は78.1%と前年同期の78.6%より0.5ポイント改善しております。これは主に、製造原価等の原価低減活動による

ものです。

(販売費及び一般管理費)

当連結会計年度における販売費及び一般管理費は811,996千円（前年同期比1.5%減少）となりました。売上高販管費率は22.5%と前年同期の22.6%より0.1ポイント改善しております。これは主に、のれん償却費の減少等によるものです。

(営業損失)

売上総利益や販売費及び一般管理費に改善は見られたものの営業損益の黒字化までには至らず、当連結会計年度における営業損失は23,714千円（前年同期は営業損失46,200千円）となりました。

(経常損失)

営業損失の減少等により、当連結会計年度における経常損失は33,889千円（前年同期は経常損失42,525千円）となりました。

(親会社株主に帰属する当期純損失)

当連結会計年度における税金等調整前当期純損失は78,979千円（前年同期は税金等調整前当期純損失60,074千円）、親会社株主に帰属する当期純損失は77,911千円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純損失87,036千円）となりました。

(4) キャッシュ・フローの分析

「1【業績等の概要】(2) キャッシュ・フローの状況」に記載の通りであります。

第4【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当社グループは、生産の合理化や需要増加に伴う設備増強並びに業務効率を強化するため継続的な投資を行っております。当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は17,479千円であります。

主な内訳は、土地4,010千円、建物及び構築物3,886千円、ソフトウェア2,916千円、機械装置及び運搬具2,096千円であります。

セグメント別では、タイル・石材加工販売事業で10,295千円、総合建材事業で2,742千円、電気通信工事事業で1,863千円、土木工事事業で2,577千円の設備投資を行っております。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、以下の通りであります。

(1) 発行者

2023年8月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	帳簿価額 (千円)				従業員数 (人)
			建物及び 構築物	工具、器具 及び備品	リース資産	合計	
本社 (岐阜県多治見市)	その他	本社機能	27,828	339	14,821	42,989	14 (-)

(注1) 現在休止中の主要な設備はありません。

(注2) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間平均雇用人員を()外数で記載しています。

(2) 国内子会社

2023年8月31日現在

会社名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額 (千円)					合計	従業員数 (人)
			建物及び構 築物	機械装置及 び運搬具	工具、器具 及び備品	リース 資産	土地 (面積㎡)		
株式会社ひかり工芸 (岐阜県多治見市)	タイル・ 石材加工 販売事業	本社機能、 生産用設備	27,510	3,300	25	42,270	50,150 (1,919)	123,257	22 (5)
株式会社ケイズクラフト (岐阜県多治見市)	タイル・ 石材加工 販売事業	本社機能、 生産用設備	6,175	779	107	-	4,032 (147)	11,094	11 (-)
株式会社セラミックワン (横浜市戸塚区)	総合建材 事業	本社機能、 工事用設備	5,659	1,101	926	5,012	89,907 (115)	102,608	31 (6)
小林工業株式会社 (岐阜県可児市)	土木工事 事業	本社機能、 工事用設備	-	841	0	-	-	841	9 (-)
エムエイトアイ株式会社 (愛知県春日井市)	電気通信 工事事業	本社機能、 工事用設備	7,789	10,672	98	4,283	-	22,843	77 (2)
輝龍株式会社 (さいたま市南区)	総合改修 工事事業	本社機能、 工事用設備	109,430	11,436	567	2,802	81,629 (578)	205,866	21 (-)

(注1) 現在休止中の主要な設備はありません。

(注2) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均雇用人員を()外数で記載しています。

(3) 在外子会社

該当する会社はありません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

- (1) 重要な設備の新設等
該当事項はありません。

- (2) 重要な設備の除却等
該当事項はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	連結会計年度末現在発行数(株) (2023年8月31日)	公表日現在発行数(株) (2023年11月29日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,119,600	823,900	295,700	295,700	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。単元株式数は100株です。
計	1,119,600	823,900	295,700	295,700	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次の通りであります。

第1回新株予約権（2015年8月10日臨時株主総会決議）

	最近事業年度末現在 (2023年8月31日)	公表日の前月末現在 (2023年10月31日)
新株予約権の数(個)	1,769(注1)	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	176,900(注1、注2、注4)	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	368(注3、注4)	同左
新株予約権の行使期間	自 2015年9月1日 至 2025年8月3日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 368(注4) 資本組入額 184(注4)	同左
新株予約権の行使の条件	<p>① 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。</p> <p>③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>④ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p> <p>⑤ 新株予約権者は、行使期間において次に掲げる各事由が生じた場合には、残存する全ての本新株予約権を行使することができない。</p> <p>(a) 行使価額未満の価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合（払込金額が会社法第199条第3項及び同法第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。）。</p>	同左

	<p>(b) 行使価額未満の価格を対価とする当社普通株式の売買その他の取引が行われた場合（ただし、当該取引時点における当社普通株式の価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。</p> <p>(c) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合において、各事業年度末日を基準日としてDCF法等の方法により評価された株式評価額が行使価額未満となった場合。</p> <p>(d) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合において、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が行使価額未満となった場合。</p>	
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。</p> <p>(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件を勘案の上、「新株予約権の目的である株式の種類及び数」に準じて決定する。</p> <p>(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法」で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記「新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数」に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。</p> <p>(5) 新株予約権を行使することができる期間 行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間の末日までとする。</p> <p>(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する</p>	同左

	<p>事項</p> <p>「増加する資本金及び資本準備金に関する事項」に準じて決定する。</p> <p>(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>(8) その他新株予約権の行使の条件 「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。</p> <p>(9) 新株予約権の取得事由及び条件 上記「新株予約権の取得に関する事項」に準じて決定する。</p> <p>(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。</p>	
--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

(注1) 新株予約権1個につき目的となる株式数は100株です。

(注2) 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

(注3) 当社が時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整によって生じる1円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とします。また、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他必要と認められる場合には、行使価額の調整を行うことができる。

(注4) 2017年11月27日開催の取締役会決議により、2017年12月7日付で普通株式1株を100株に分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」を調整しております。

第3回新株予約権（2015年12月30日臨時株主総会決議）

	最近事業年度末現在 (2023年8月31日)	公表日の前月末現在 (2023年10月31日)
新株予約権の数(個)	190(注1)	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	19,000(注1、注2、注4)	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	368(注3、注4)	同左
新株予約権の行使期間	自 2018年1月1日 至 2027年12月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 368(注4) 資本組入額 184(注4)	同左

<p>新株予約権の行使の条件</p>	<p>① 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。</p> <p>③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>④ 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。</p> <p>⑤ 新株予約権者は、行使期間において次に掲げる各事由が生じた場合には、残存する全ての本新株予約権を行使することができない。</p> <p>(a) 行使価額未満の価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合（払込金額が会社法第199条第3項及び同法第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。）。</p> <p>(b) 行使価額未満の価格を対価とする当社普通株式の売買その他の取引が行われた場合（ただし、当該取引時点における当社普通株式の価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。</p> <p>(c) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合において、各事業年度末日を基準日としてDCF法等の方法により評価された株式評価額が行使価額未満となった場合。</p> <p>(d) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合において、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が行使価額未満となった場合。</p>	<p>同左</p>
<p>新株予約権の譲渡に関する事項</p>	<p>譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。</p>	<p>同左</p>
<p>代用払込みに関する事項</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
<p>組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項</p>	<p>当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。</p> <p>(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数</p>	<p>同左</p>

	<p>組織再編行為の条件を勘案の上、「新株予約権の目的である株式の種類及び数」に準じて決定する。</p> <p>(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法」で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記「新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数」に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。</p> <p>(5) 新株予約権を行使することができる期間 行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間の末日までとする。</p> <p>(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 「増加する資本金及び資本準備金に関する事項」に準じて決定する。</p> <p>(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>(8) その他新株予約権の行使の条件 上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。</p> <p>(9) 新株予約権の取得事由及び条件 「新株予約権の取得に関する事項」に準じて決定する。</p> <p>(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。</p>	
--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

(注1) 新株予約権1個につき目的となる株式数は100株です。

(注2) 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

(注3) 当社が時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整によって生じる1円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とします。また、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他必要と認められる場合には、行使価額の調整を行うことができる。

(注4) 2017年11月27日開催の取締役会決議により、2017年12月7日付で普通株式1株を100株に分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」を調整しております。

第4回新株予約権（2016年11月29日定時株主総会決議、2017年3月14日取締役会決議）

	最近事業年度末現在 (2023年8月31日)	公表日の前月末現在 (2023年10月31日)
新株予約権の数(個)	60(注1)	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	6,000(注1、注2、注4)	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,400(注3、注4)	同左
新株予約権の行使期間	自 2019年4月18日 至 2027年12月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,400(注4) 資本組入額 1,200(注4)	同左
新株予約権の行使の条件	<p>① 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。</p> <p>③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>④ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p> <p>⑤ 新株予約権者は、行使期間において次に掲げる各事由が生じた場合には、残存する全ての本新株予約権を行使することができない。</p> <p>(a) 行使価額未満の価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合（払込金額が会社法第199条第3項及び同法第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。）。</p> <p>(b) 行使価額未満の価格を対価とする当社普通株式の売買その他の取引が行われた場合（ただし、当該取引時点における当社普通株式の価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。</p> <p>(c) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合において、各事業年度末日を基準日としてDCF法等の方法により評価された株式評価額が行使価額未満となった場合。</p> <p>(d) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合において、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が行使価額未満となった場合。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会	同左

	<p>社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。</p> <p>(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件を勘案の上、「新株予約権の目的である株式の種類及び数」に準じて決定する。</p> <p>(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法」で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記「新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数」に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。</p> <p>(5) 新株予約権を行使することができる期間 行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間の末日までとする。</p> <p>(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 「増加する資本金及び資本準備金に関する事項」に準じて決定する。</p> <p>(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>(8) その他新株予約権の行使の条件 上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。</p> <p>(9) 新株予約権の取得事由及び条件 「新株予約権の取得に関する事項」に準じて決定する。</p> <p>(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。</p>	
--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

(注1) 新株予約権1個につき目的となる株式数は100株です。

(注2) 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

(注3) 当社が時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整によって生じる1円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とします。また、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他必要と認められる場合には、行使価額の調整を行うことができる。

(注4) 2017年11月27日開催の取締役会決議により、2017年12月7日付で普通株式1株を100株に分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」を調整しております。

第6回新株予約権（2019年11月26日定時株主総会決議、2020年7月31日取締役会決議）

	最近事業年度末現在 (2023年8月31日)	公表日の前月末現在 (2023年10月31日)
新株予約権の数(個)	169(注1)	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	16,900(注1、注2)	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,400(注3)	同左
新株予約権の行使期間	自 2022年8月11日 至 2027年12月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,400 資本組入額 1,200	同左
新株予約権の行使の条件	<p>① 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。</p> <p>③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>④ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p> <p>⑤ 新株予約権者は、行使期間において次に掲げる各事由が生じた場合には、残存する全ての本新株予約権を行使することができない。</p> <p>(a) 行使価額未満の価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合（払込金額が会社法第199条第3項及び同法第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。）。</p> <p>(b) 行使価額未満の価格を対価とする当社普通株式の売買その他の取引が行われた場合（ただし、当該取引時点における当社普通株式の価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。</p>	同左

	<p>(c) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合において、各事業年度末日を基準日としてDCF法等の方法により評価された株式評価額が行使価額未満となった場合。</p> <p>(d) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合において、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が行使価額未満となった場合。</p>	
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。</p> <p>(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件を勘案の上、「新株予約権の目的である株式の種類及び数」に準じて決定する。</p> <p>(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法」で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記「新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数」に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。</p> <p>(5) 新株予約権を行使することができる期間 行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間の末日までとする。</p> <p>(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 「増加する資本金及び資本準備金に関する事項」に準じて決定する。</p> <p>(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限</p>	同左

	<p>譲渡による新株予約権の取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>(8) その他新株予約権の行使の条件 上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。</p> <p>(9) 新株予約権の取得事由及び条件 「新株予約権の取得に関する事項」に準じて決定する。</p> <p>(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。</p>	
--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

(注1) 新株予約権1個につき目的となる株式数は100株です。

(注2) 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

(注3) 当社が時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整によって生じる1円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とします。また、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他必要と認められる場合には、行使価額の調整を行うことができる。

(3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2023年3月31日 (注)	7,500	295,700	10,875	62,910	10,875	204,842

(注) 有償第三者割当 (発行価格: 2,900円、資本組入額: 1,450円、主な割当先: (株)ライズ、(株)神領不動産)

(6) 【所有者別状況】

2023年8月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状 況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	—	—	10	—	—	48	58	—
所有株式数(単元)	—	—	—	369	—	—	2,588	2,957	—
所有株式数の割合 (%)	—	—	—	12.5	—	—	87.5	100	—

(注) 自己株式43,000株(430単元)は「個人その他」に含めております。

(7) 【大株主の状況】

2023年8月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対す る所有株式数の 割合(%)
倉地 朝子	岐阜県多治見市	77,300	26.14
倉地 太	岐阜県多治見市	44,600	15.08
名古屋中小企業投資育成(株)	愛知県名古屋市中村区名駅南1-16-30	19,200	6.49
倉地 猛	岐阜県多治見市	17,900	6.05
倉地 晴幸	岐阜県多治見市	15,000	5.07
石原 真理子	岐阜県多治見市	13,400	4.53
(株)オルスタンダード	東京都武蔵野市桜提2-7-25	6,500	2.19
石原 千雅	岐阜県多治見市	6,200	2.09
(株)紀伊大理石	横浜市泉区上飯田町4584-2	4,200	1.42
岩田 修一	愛知県春日井市	3,200	1.08
計	—	207,500	70.17

(注) 上記の他、自己株式が43,000株(14.54%)あります。

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2023年8月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 43,000	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 252,700	2,527	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	295,700	—	—
総株主の議決権	—	2,527	—

② 【自己株式等】

2023年8月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総 数に対する所 有株式数の割 合 (%)
(自己保有株式) 株式会社ひかりホールディングス	岐阜県多治見市 笠原町1223-14	42,200	—	42,200	14.27
(相互保有株式) 輝龍株式会社	さいたま市南区大 字太田窪3506-11	800	—	800	0.27
計	—	43,000	—	43,000	14.54

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、以下の通りであります。

第1回新株予約権（2015年8月10日臨時株主総会決議）

決議年月日	2015年8月10日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役2
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 【新株予約権等の状況】」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 【新株予約権等の状況】」に記載しております。

第3回新株予約権（2015年12月30日臨時株主総会決議）

決議年月日	2015年12月30日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社役員3、当社監査役1、子会社従業員2
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 【新株予約権等の状況】」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 【新株予約権等の状況】」に記載しております。

第4回新株予約権（2016年11月29日定時株主総会決議、2017年3月14日取締役会決議）

決議年月日	2017年3月14日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役5、当社従業員1
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 【新株予約権等の状況】」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 【新株予約権等の状況】」に記載しております。

第6回新株予約権（2019年11月26日定時株主総会決議、2020年7月31日取締役会決議）

決議年月日	2020年7月31日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役1、当社従業員1、 子会社取締役5、子会社従業員23
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）【新株予約権等の状況】」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「（2）【新株予約権等の状況】」に記載しております。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号による普通株式の取得

（1）【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

（2）【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数（株）	価額の総額（千円）
取締役会（2023年4月27日）での決議状況 （取得期間 2023年4月28日）（注1）	11,500	33,350
当事業年度前における取得自己株式	—	—
当事業年度における取得自己株式	11,500	33,350
残存決議株式総数及び株式の総額	—	—
当事業年度の末日現在の未行使割合（%）	—	—
当期間における取得自己株式	—	—
公表日現在の未行使割合（%）	—	—

（注1）当決議による自己株式の取得は、2023年4月28日をもって終了しております。

（3）【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

（4）【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 （株）	処分価額の 総額（円）	株式数 （株）	処分価額の 総額（円）
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他（一）	—	—	—	—
保有自己株式数	43,000	—	43,000	—

（注）当事業年度及び当期間の保有自己株式のうち800株は、連結子会社が保有する自己株式（当社株式）です。

3【配当政策】

当社では株主に対する利益還元を経営上の重要政策として認識し、業績の状況、取り巻く環境及び中長期を展望した財務体質を勘案し、継続的かつ安定的に実施することを基本方針としております。

当社は、中間及び期末に剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めております。この剰余金の配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

なお、当連結会計年度の配当につきましては、内部留保資金の確保のため実施しておりません。内部留保資金につきましては、企業体質の強化、将来の事業展開のための資金等に充当してまいります。

今後の配当につきましては、財政状態、経営成績及び今後の事業計画を勘案し内部留保とのバランスを図りながらその実施を検討する所存であります。

4【株価の推移】

(1)【最近3年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第6期	第7期	第8期
決算年月	2021年8月	2022年8月	2023年8月
最高(円)	2,900	2,900	2,900
最低(円)	2,900	2,900	2,900

(注) 当社は、2018年5月16日に東京証券取引所TOKYO PRO Marketへ上場いたしました。最高・最低株価は同市場における取引価格であります。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2023年3月	4月	5月	6月	7月	8月
最高(円)	—	2,900	—	—	—	—
最低(円)	—	2,900	—	—	—	—

(注1) 最高・最低株価は、東京証券取引所TOKYO PRO Marketにおける取引価格であります。

(注2) 2023年3月及び5月から8月までにおいては売買実績がありません。

5 【役員の状況】

男性9名 女性一名 (役員のうち女性の比率-%)

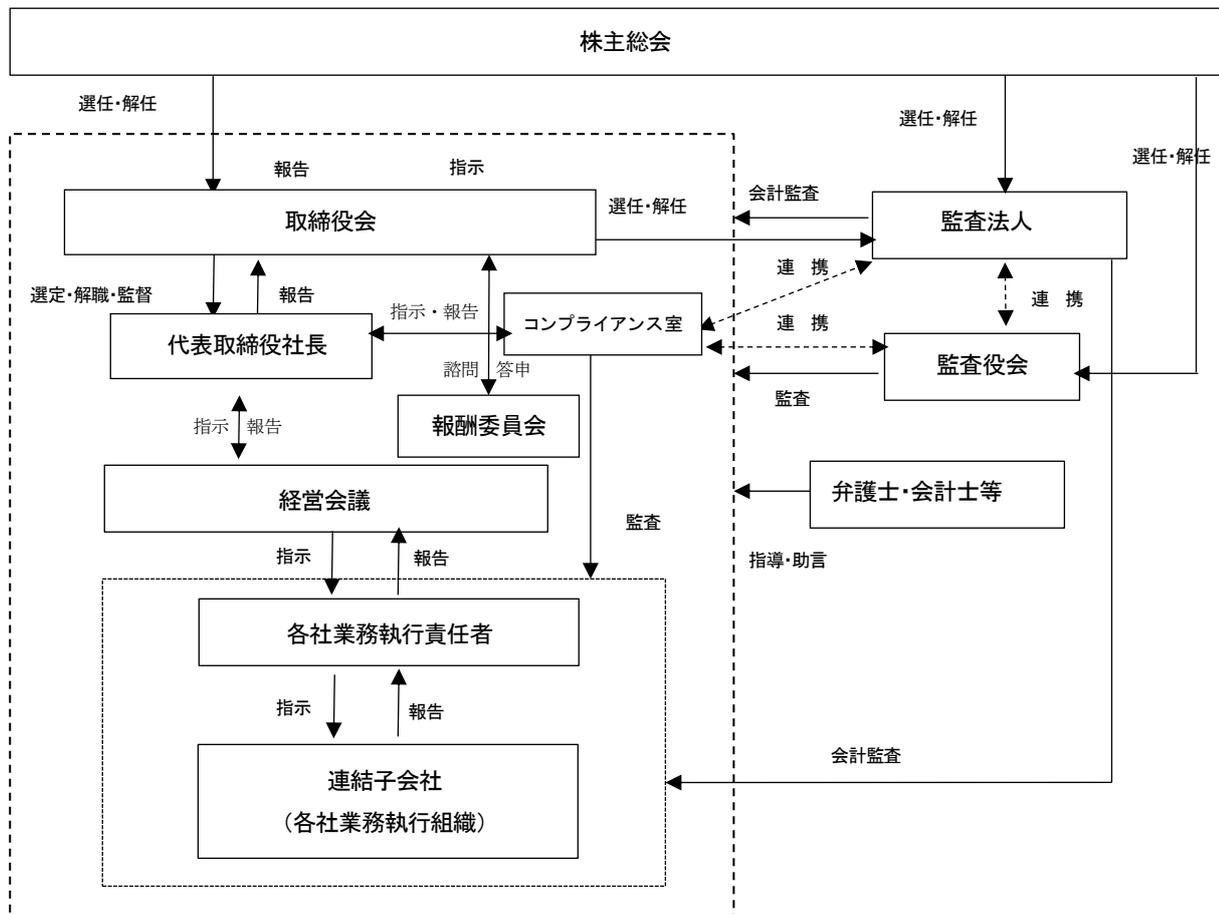
役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	報酬	所有株式数 (株)
代表取締役	社長	倉地 猛	1969年12月1日生	1988年4月 協和建材(株)入社 1993年4月 倉地タイル商会入社 2001年9月 (株)ひかり工芸取締役就任 2004年11月 (株)ひかり工芸代表取締役就任 2008年11月 (株)ノベルストーンジャパン代表取締役就任 2011年1月 (株)ネット代表取締役就任 2015年9月 当社代表取締役社長就任 (現任) 2016年3月 (株)トライ取締役就任 2017年11月 (株)ひかり工芸取締役就任 (現任) 2018年5月 (株)ノベルストーンジャパン代表取締役就任 2019年9月 スマート・ブリック(株)代表取締役就任 2019年10月 CFノベルストーン取締役就任 2020年9月 スマート・ブリック(株)取締役就任 2021年5月 (株)トライ代表取締役就任 2021年9月 (株)セラミックワン取締役就任 (現任) エムエイトアイト(株)取締役就任 (現任) 2022年11月 当社報酬委員就任 (現任) 2023年6月 KIRYU JAPANホールディングス(株)代表取締役就任 輝龍(株)代表取締役就任 (現任)	(注1)	(注3)	17,900
取締役	専務	倉地 太	1971年10月8日生	1990年4月 倉地タイル商会入社 2001年9月 (株)ひかり工芸取締役就任 2004年11月 (株)ひかり工芸専務取締役就任 2015年9月 当社専務取締役就任 (現任) 2017年11月 (株)ひかり工芸代表取締役就任 (現任) 2021年9月 (株)ケイズクラフト代表取締役就任 (現任)	(注1)	(注3)	44,600
取締役	常務	松岡 哲治	1971年4月26日生	1990年4月 (株)大阪有線放送社 (現(株)USEN) 入社 1994年5月 (株)スプラッシュ入社 1998年11月 (株)トライ入社 2012年3月 (株)トライ取締役就任 2016年6月 当社取締役就任 2017年3月 (株)ネット代表取締役就任 2021年9月 (株)エムエイトアイ代表取締役社長就任 (現任) 2021年11月 当社常務取締役就任 (現任)	(注1)	(注3)	—
取締役	常務	逢坂 明彦	1975年1月25日生	1995年4月 (株)クワザワ工業入社 2016年2月 (株)セラミックワン入社 2018年11月 (株)セラミックワン取締役就任 2020年9月 (株)セラミックワン専務取締役就任 2020年11月 当社取締役就任 2021年9月 (株)セラミックワン代表取締役社長就任 (現任) 2021年11月 当社常務取締役就任 (現任)	(注1)	(注3)	—
取締役	経営管理 本部長	立川 征吾	1977年9月2日生	2002年4月 ディー・ブレイン証券(株)入社 2010年2月 (株)TSKプランニング取締役事業戦略部長就任 2011年10月 (株)TSKディー・ブレイン代表取締役就任 2014年7月 フィリップ証券(株)入社 2019年9月 当社入社 2019年9月 当社執行役員経営戦略室長就任 2020年6月 (株)CI' Sイノベーションズ代表取締役就任 2021年5月 当社執行役員管理本部長就任 2021年11月 (株)CI' Sイノベーションズ取締役就任 (現任) 当社取締役経営管理本部長就任 (現任) 2022年9月 当社東京支社長 (現 関東支社長) 就任 (現任) 2023年6月 輝龍(株)取締役就任 (現任)	(注1)	(注3)	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	報酬	所有株式数(株)
取締役	—	野田 隆史	1955年2月22日生	1977年4月 2010年7月 2015年6月 2018年4月 2020年6月 2021年5月 2022年11月	中電工事株式会社入社 ㈱シーテック理事就任 ㈱シーテック上席執行役員就任 ㈱シーテック常務執行役員就任 ㈱トライ相談役就任 ㈱トライ取締役就任(現任) 当社取締役就任(現在) 当社報酬委員就任(現任)	(注1)	—	—
監査役	—	山田 達也	1968年6月1日生	1987年4月 1988年9月 1997年3月 2000年10月 2004年7月 2016年12月 2022年11月	㈱イトーヨーカドー入社 KYB㈱入社 エリエールテクセル㈱入社 ㈱ハ紘入社 名古屋モザイク工業入社 当社入社 当社監査役就任(現任)	(注2)	(注3)	—
監査役	—	岩田 修一	1970年4月28日生	1999年4月 2004年4月 2014年6月 2015年9月 2022年11月	弁護士登録、高橋正蔵法律事務所入所 岩田法律事務所設立、代表就任(現任) ㈱ひかり工芸監査役就任 当社監査役就任(現任) 当社報酬委員長就任(現任)	(注2)	(注3)	3,200
監査役	—	竹尾 卓朗	1974年2月10日生	1996年4月 2006年12月 2015年10月 2016年7月 2017年6月 2021年4月	森永乳業㈱入社 あらた監査法人(現PwCあらた有限責任監査法人)入所 竹尾公認会計士事務所設立、所長(現任) CTS監査法人設立、代表社員就任(現任) ㈱海帆監査役就任(現任) 当社監査役就任(現任)	(注2)	(注3)	—
計								65,700

- (注1) 取締役の任期は、2023年8月期に係る定時株主総会終結の時から2025年8月期に係る定時株主総会終結の時までです。
- (注2) 山田達也氏の任期は、2022年8月期に係る定時株主総会終結の時から2026年8月期に係る定時株主総会終結の時までです。岩田修一氏の任期は、2021年8月期に係る定時株主総会終結の時から2025年8月期に係る定時株主総会終結の時までです。竹尾卓朗氏の任期は、2021年4月22日から2024年8月期に係る定時株主総会終結の時までです。
- (注3) 2023年8月期における役員報酬の総額は96,990千円を支給しております。
- (注4) 野田隆史氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
- (注5) 岩田修一氏及び竹尾卓朗氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
- (注6) 倉地太氏は倉地猛氏の弟であります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】



①コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、以下のグループ企業理念を定めております。

「最強の中小企業集団」を作り、その技術と人材を後世に継承し社会に貢献する
我々が考える「最強の中小企業集団」とは、

- 一、我社の全社員は全ての人に対し礼節を重んじ、誠実で思いやりのある対応をする
- 一、我社は全社員とその家族、関係者一同を幸福に導く存在である
- 一、我社のサービスは全顧客の歓喜と感動を糧とし、永遠のイノベーションを起こす
- 一、我社は社会にとって必要不可欠な存在となり、常に平和と社会に貢献する

当社は、グループ企業理念の実践を通じて、企業価値を増大していくことが、企業経営の基本であると認識しております。この実現のために、コーポレート・ガバナンス体制の改善・強化は、経営上の最重要課題であります。当社は、この認識に基づき、社外監査役の選任や、執行役員制度の導入による意思決定及び業務遂行のスピードアップを図るなど、経営の監視・監督機能の強化に努めております。

②会社の機関の内容

イ. 取締役会

当社の取締役会は取締役6名により構成され、原則として月に1回の取締役会・経営会議及び必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営方針やその他重要事項を迅速に決定するとともに、取締役の職務執行状況を確認しております。

ロ. 監査役会

当社は、監査役会設置会社であります。監査役会は監査役3名（うち社外監査役2名）により構成され、月に1回以上監査役会を開催して監査計画に基づく監査実施状況を報告するとともに、各監査役の経営情報等を共有することによって、監査業務の充実を図っております。ガバナンスのあり方とその運営状況を常に監視し、取締役の職務の執行を含む日常的活動の監査を行っております。また、各監査役は取締役会に出席し、法令順守の状況を確認しております。さらに常勤監査役につきましては、重要会議への出席、重要書類の閲覧等により、業務執行上の監査を行っております。

ハ. 内部監査

当社は内部監査につきましては、コンプライアンス室にて各部署及び各連結子会社を対象とし、定期監査を行っております。また、連結子会社ごとにコンプライアンス担当を設置し当社との連携を図っております。監査終了後は速やかに監査報告書を作成し、必要があれば改善事項の指摘・指導を行っております。また、内部統制につきましては、コンプライアンス室を中心に内部統制委員会を設置し月1回、関連部署との情報共有を行っております。

ニ. 報酬委員会

当社は、役員報酬決定プロセスの透明性と客観性の向上を図るため、社外役員を構成員の過半数とする任意の報酬委員会を設置しております。報酬委員会は、1年に2回開催することとし、役員報酬の構成や支給基準、各取締役の報酬について審議・決定を行っております。取締役報酬は、固定報酬に加えて、業績、会社への貢献度等を勘案した報酬から構成されており、報酬委員会が決定した答申内容に基づき取締役で決議いたします。

<報酬委員会設置の概要>

委員長：岩田修一氏(社外監査役)

構成員：倉地猛氏(代表取締役)、野田隆史氏(社外取締役)

ホ. 会計監査

当社は、監査法人コスモスと監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき監査を受けております。なお、2023年8月期において連結財務諸表の監査を執行した公認会計士は、新開智之氏、犬飼宗次氏の2名でありいずれも継続監査年数は7年以内であります。当該監査業務にかかる主な補助者は公認会計士9名その他6名であります。

なお、当社と監査法人及び監査に従事する公認会計士・補助者との間には特別の利害関係はありません。

③内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、及びその他会社の業務の適正を確保するために必要な体制（内部統制システム）の基本方針を以下のように定めております。

イ. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会については、取締役会規程の定めに従いその適切な運営を確保しております。取締役会は、月1回の開催を原則とし、その他必要に応じて随時開催して、取締役間の意思疎通を図るとともに相互に業務執行を監督し、必要に応じて外部の専門家を出席させ、法令定款違反行為を未然に防止しております。取締役は、当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合は、直ちにコンプライアンス室に報告するものとし、コンプライアンス室において、発生事実の確認及び分析、再発防止の具体的な対応策を検討し、その結果を内部統制委員会へ報告し、必要に応じた社内体制の改善を協議し、各社コンプライアンス担当とともに、改善を図る体制となっております。

ロ. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

使用人は、当社で設置している内部通報制度を利用することが可能になっております。コンプライアンスリスク等を未然防止させる体制を構築しており、全社的にコンプライアンスに対する意識を高めております。また、年2回行っている幹部研修会で、役員等が法令遵守事項、定款・規程遵守事項などを説明し、コンプライアンス、コーポレート・ガバナンスに対する意識を高めております。

ハ. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

子会社においても、当社同様、内部通報制度を設置しており、当社グループにおけるコンプライアンスの実効性を確保しております。また、内部監査室による業務監査を年1回以上行っており、コンプライア

ンスの観点の監査も行い、適合状況をチェックする体制を構築しております。

ニ. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報を含む経営情報については、文書管理規定に則り、各業務担当部署又は総務部において、適正な保存及び管理を行うこととしております。保存されている書類については、取締役及び監査役は常時閲覧可能としております。

ホ. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

損失の危険の管理に関しては、リスク管理規程に則り、各部長及び各連結子会社のコンプライアンス担当をリスク管理責任者として、各部署内及び各連結子会社のリスク管理をするとともに、内部統制委員会において、各部署において発生するリスク、発生し得るリスクについて対応策を講じる体制となっております。万が一損失が発生した場合、リスク管理責任者の報告や内部通報制度によって、早急な状況把握ができるようになっており、内部統制委員会において、発生事実の確認及び分析、再発防止の具体的な対応策を検討し、必要に応じた社内体制の改善が図られることとなっております。

ヘ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、経営の執行方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定し、業務執行状況を監督しております。

ト. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

関係会社管理規程の方針に基づき、子会社経営の効率性確保の体制を構築しております。

チ. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する事項

子会社において経営上重要な事項を決定する場合は、関係会社管理規程に基づき、事前に当社と協議をし、承認を得る体制をとっております。

リ. その他当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社及び各連結子会社においては内部通報制度を設置しており、業務における適正の確保に努めております。また、年2回行っている幹部研修会で、グループ全体の業務適正を確保するよう、意識を高めております。当社経営管理本部が各連結子会社の管理を統括しており、詳細な業務管理については、関連業務のある各部署が行っております。業務内容については、適時打ち合わせを行い、密接な連携をとることにより、適正な業務運営の確保に努めております。

ヌ. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役が補助使用人を求めた場合、監査役室に必要とされる人員を配置し、監査業務を補助すべき使用人とするとしております。

ル. 監査役を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役室所属使用人の取締役からの独立性を確保するため、当該使用人の人事異動、人事考課、懲罰については監査役会に相談し、意見を求めることとしております。

ロ. 監査役を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

補助すべき使用人には、職務に必要な知識・能力を備えた者を配置することとし、必要な会議への出席（監査役等の代理出席を含む）、必要な調査権限・情報収集権限を付与するとともに、内部監査部門をはじめとする執行側各部署の協力体制を確保することとしております。

ワ. 取締役及び使用人及び子会社の役員等、使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制

取締役及び使用人は、職務執行に関し、重大な法令・定款違反及び不正行為の事実又は会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を知ったときは、直ちに監査役会に報告することとしております。当社で設置している内部通報制度については、監査役会の求めに応じて、所轄部門から間接的に報告することとしております。また、取締役及び使用人は監査役会の求めに応じて、その職務の執行に関する事項の説明をすることとしております。子会社の役員等からの報告については、当該子会社の執行部門や子会社から報告を受けた当社子会社の所管部署等を経由して、監査役の監査に資する情報等を間接的に監査役に報告することとしております。

カ. 監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

取締役及び使用人及び子会社の役員等、使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、監査役会の求めに応じて、その職務の執行に関する事項の報告及び説明をすることとする旨規定しており、そのことにより、人事上の不利益な処分は行わないこととしております。

ヨ. 監査役職務の執行について生ずる監査費用の前払又は償還の手続その他の監査費用等の処理に係る方針に関する事項

会社法第388条の規定に従い、処理するものとしております。通常の監査費用については、監査役会の監査計画書に基づき予算化したものの提出を受け、協議の上決定しております。また、有事における監査費用についても、必要に応じ処理する方針としております。

タ. その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

取締役及び使用人は、監査役職務の重要性と有用性を認識及び理解し、監査役全員に経営会議および取締役会に出席いただき、監査が実効的に行われる体制をとることとしております。代表取締役、監査法人、監査役会は、年2回定期的に意見交換会を開催する体制をとることとしております。コンプライアンス室は、月1回定期的に開催している内部統制委員会に常勤監査役が出席し、監査役会と緊密に連携する体制をとることとしております。必要な場合、専門家（弁護士、税理士等）と監査役会は、意思疎通を図ることのできる体制としております。

④内部監査及び監査役の状況

当社は内部監査につきましては、コンプライアンス室にて各部署及び各連結子会社を対象とし、定期監査を行っております。また、各連結子会社にコンプライアンス担当を設置し当社との連携を図っております。監査終了後は速やかに監査報告書を作成し、必要があれば改善事項の指摘・指導を行っております。また、内部統制につきましては、コンプライアンス室を中心に内部統制委員会を設置し月1回、関連部署との情報共有を行っております。

⑤リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理体制は、リスク管理の主管部署として経営管理本部が情報の一元化を行っております。また、当社は企業経営及び日常の業務に関して、必要に応じて弁護士等の複数の専門家から経営判断上の参考とするためのアドバイスを受ける体制を取っております。

⑥社外取締役及び社外監査役の状況

当社の社外取締役は1名を、社外監査役は2名を選任しております。

社外取締役の野田隆史氏は、株式会社シーテックにおいて常務執行役員を経験されるなど、電気通信工業業界における知識・経験を有しております。その他、野田氏と当社との間には特別な利害関係はありません。

社外監査役の岩田修一氏は弁護士であり、法律の専門家としての豊富な実務経験と知識を有しております。また、社外監査役の竹尾卓朗氏は公認会計士であり、会計・監査の専門家としての豊富な実務経験と知識を有しております。なお、岩田修一氏は当社普通株式3,200株を保有しておりますが、その他、両氏と当社との間には特別な利害関係はありません。

また、当社は、社外取締役または社外監査役の独立性に関する基準または方針について特段の定めはありませんが、選任に際しては、客観的、中立の経営監視機能が十分に発揮されるよう、取引関係等を考慮した上で、選任しております。

⑦ 役員報酬の内容

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	賞与	ストック オプション	
取締役（社外取締役を除く）	87,600	87,600	—	—	5
監査役（社外監査役を除く）	4,350	4,350	—	—	2
社外役員	5,040	5,040	—	—	2

（注）監査役の報酬には2022年11月に退任した役員1名分を含んでおります。

⑧取締役及び監査役の定数

当社の取締役は10名以内、監査役は3名以内とする旨を定款で定めております。

⑨取締役の選任決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

⑩株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

⑪自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

⑫中間配当に関する事項

当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、会社法第454条第5項の定めに基づき、取締役会の決議により中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

⑬取締役及び監査役の責任免除

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できる環境を整備するため、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠った取締役（取締役であったものを含む。）及び監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除できる旨を定款に定めております。

⑭社外監査役との責任限定契約の内容の概要

当社と社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低限度額としております。なお、当該責任限定契約が認められるのは、当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

⑮支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引が発生する場合には、当該取引条件を一般の取引条件と同等の条件に照らし合わせて決定し、かつ、公正で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利益を害することのないように対応いたします。関連当事者取引については、取引の際に取締役会の承認を必要といたします。このような運用を行うことで、関連当事者取引を取締役会において適時把握し、少数株主の利益を損なう取引を排除する体制を構築しております。

⑯株式の保有状況

該当事項はありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査法人に対する報酬の内容】

区分	最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
発行者	14,000	—
連結子会社	—	—
計	14,000	—

② 【その他重要な報酬の内容】

(最近連結会計年度)

該当事項はありません。

③ 【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

(最近連結会計年度)

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の事業規模等を勘案して監査報酬額を決定しております。

第6【経理の状況】

1 連結財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当連結会計年度(2022年9月1日から2023年8月31日まで)の連結財務諸表について、監査法人コスモスにより監査を受けております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

①【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2022年8月31日)	当連結会計年度 (2023年8月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,005,183	※2 1,815,512
受取手形、売掛金及び契約資産	※3 110,977	※3 311,172
電子記録債権	※3 6,659	※3 66,239
完成工事未収入金	382,684	336,547
商品及び製品	95,105	110,049
仕掛品	1,372	17,499
未成工事支出金	13,124	83,780
原材料及び貯蔵品	7,149	20,502
前渡金	39,836	26,556
未収還付法人税等	9,315	9,213
その他	50,819	38,158
貸倒引当金	△1,668	△6,758
流動資産合計	1,720,560	2,828,476
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	82,209	※2 184,394
機械装置及び運搬具（純額）	23,667	28,132
工具、器具及び備品（純額）	2,205	2,064
土地	140,080	※2 235,340
リース資産（純額）	89,433	69,190
有形固定資産合計	※1 337,595	※1 519,122
無形固定資産		
のれん	172,532	779,819
その他	4,952	13,494
無形固定資産合計	177,484	793,314
投資その他の資産		
投資有価証券	38,333	56,195
保険積立金	37,071	30,801
差入保証金	45,150	52,432
繰延税金資産	28,945	58,074
その他	35,766	48,914
貸倒引当金	△3,080	△184
投資その他の資産合計	182,187	246,234
固定資産合計	697,266	1,558,670
資産合計	2,417,827	4,387,146

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2022年8月31日)	当連結会計年度 (2023年8月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	31,978	57,519
工事未払金	104,371	156,910
短期借入金	95,000	※2 180,000
1年内償還予定の社債	28,000	68,000
1年内返済予定の長期借入金	※2 190,354	※2、4 407,754
リース債務	24,348	23,703
未払金	38,064	48,739
未払費用	65,501	68,175
未払法人税等	7,791	9,499
未払消費税等	29,698	38,339
未成工事受入金	168,562	250,125
契約負債	33,133	46,145
預り金	22,251	21,667
賞与引当金	17,868	38,465
その他	4,533	10,352
流動負債合計	861,458	1,425,396
固定負債		
社債	237,000	429,000
長期借入金	※2 949,675	※2、4 2,270,130
リース債務	69,646	49,665
長期未払金	19,213	14,270
役員退職慰労引当金	38,700	38,700
固定負債合計	1,314,235	2,801,766
負債合計	2,175,693	4,227,163
純資産の部		
株主資本		
資本金	52,035	62,910
資本剰余金	193,967	204,842
利益剰余金	42,381	△26,812
自己株式	△41,975	△77,265
株主資本合計	246,408	163,674
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	△5,212	△4,628
その他の包括利益累計額合計	△5,212	△4,628
新株予約権	937	937
純資産合計	242,133	159,983
負債純資産合計	2,417,827	4,387,146

② 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2021年9月1日 至 2022年8月31日)		当連結会計年度 (自 2022年9月1日 至 2023年8月31日)	
売上高	※1	3,641,314	※1	3,603,246
売上原価	※2	2,863,048	※2	2,814,963
売上総利益		778,266		788,282
販売費及び一般管理費	※3	824,466	※3	811,996
営業損失(△)		△46,200		△23,714
営業外収益				
受取利息		127		85
受取配当金		1,654		1,406
受取家賃		4,619		5,799
助成金収入		5,365		1,961
保険解約返戻金		3,200		—
受取保険金		1,619		—
その他		7,254		3,983
営業外収益合計		23,842		13,236
営業外費用				
支払利息		15,647		20,240
その他		4,519		3,171
営業外費用合計		20,167		23,411
経常損失(△)		△42,525		△33,889
特別利益				
固定資産売却益	※4	2,346	※4	2,422
保険積立金解約益		9,371		2,097
国庫補助金受贈益		—		765
その他		475		—
特別利益合計		12,194		5,285
特別損失				
固定資産処分損	※5	1,397	※5	539
固定資産圧縮損		—		765
ゴルフ会員権評価損		5,842		—
減損損失	※6	22,502	※6	49,071
特別損失合計		29,743		50,375
税金等調整前当期純損失(△)		△60,074		△78,979
法人税、住民税及び事業税		18,216		13,765
法人税等調整額		8,745		△14,834
法人税等合計		26,961		△1,068
当期純損失(△)		△87,036		△77,911
親会社株主に帰属する当期純損失(△)		△87,036		△77,911

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2021年9月1日 至 2022年8月31日)	当連結会計年度 (自 2022年9月1日 至 2023年8月31日)
当期純損失(△)	△87,036	△77,911
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△369	583
その他の包括利益合計	※1、2 △369	※1、2 583
包括利益	△87,406	△77,327
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	△87,406	△77,327

③ 【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2021年9月1日 至 2022年8月31日）

（単位：千円）

	株主資本					その他の包括利益累計額		新株 予約権	非支配 株主持分	純資産 合計
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己株式	株主資本 合計	その他有 価証券評 価差額金	その他の包 括利益累計 額合計			
当期首残高	52,035	193,967	129,417	△28,925	346,494	△4,842	△4,842	937	2,420	345,009
当期変動額										
新株の発行										
親会社株主に帰属 する当期純損失（△）			△87,036		△87,036					△87,036
自己株式の取得				△13,050	△13,050					△13,050
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						△369	△369	—	△2,420	△2,789
当期変動額合計			△87,036	△13,050	△100,086	△369	△369	—	△2,420	△102,876
当期末残高	52,035	193,967	42,381	△41,975	246,408	△5,212	△5,212	937	—	242,133

当連結会計年度（自 2022年9月1日 至 2023年8月31日）

（単位：千円）

	株主資本					その他の包括利益累計額		新株 予約権	純資産 合計	
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己株式	株主資本 合計	その他有 価証券評 価差額金	その他の包 括利益累計 額合計			
当期首残高	52,035	193,967	42,381	△41,975	246,408	△5,212	△5,212	937	242,133	
会計方針の変更による 累積的影響額			8,718		8,718				8,718	
会計方針の変更を反映 した期首残高	52,035	193,967	51,099	△41,975	255,126	△5,212	△5,212	937	250,851	
当期変動額										
新株の発行	10,875	10,875			21,750				21,750	
親会社株主に帰属する 当期純損失（△）			△77,911		△77,911				△77,911	
自己株式の取得				△35,290	△35,290				△35,290	
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						—	583	583	—	583
当期変動額合計	10,875	10,875	△77,911	△35,290	△91,452	583	583	—	△90,868	
当期末残高	62,910	204,842	△26,812	△77,265	163,674	△4,628	△4,628	937	159,983	

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2021年9月1日 至 2022年8月31日)	当連結会計年度 (自 2022年9月1日 至 2023年8月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純損失 (△)	△60,074	△78,979
減価償却費	49,794	44,852
のれん償却額	33,188	24,477
減損損失	22,502	49,071
賞与引当金の増減額 (△は減少)	10,230	14,782
受取利息及び受取配当金	△1,782	△1,492
支払利息	15,647	21,537
保険積立金解約益	△9,371	△2,097
売上債権の増減額 (△は増加)	△172,375	△47,422
棚卸資産の増減額 (△は増加)	293,863	△94,665
未収入金の増減額 (△は増加)	△21,927	23,376
仕入債務の増減額 (△は減少)	6,876	19,484
未払金の増減額 (△は減少)	△48,539	△12,593
未払費用の増減額 (△は減少)	45,543	1,668
未払消費税等の増減額 (△は減少)	△45,113	4,868
未成工事受入金の増減額 (△は減少)	△136,830	70,331
契約負債の増減額 (△は減少)	△15,323	△13,033
その他	△13,175	7,126
小計	△46,866	31,292
利息及び配当金の受取額	1,498	774
利息の支払額	△15,667	△21,537
法人税等の支払額	△97,966	△14,345
法人税等の還付額	6,915	9,340
営業活動によるキャッシュ・フロー	△152,086	5,525
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の払戻による収入	30,800	33,180
定期預金の預入による支出	△54,170	△126,080
投資有価証券の売却による収入	5,326	302
投資有価証券の取得による支出	△12,351	△14,694
有形固定資産の売却による収入	5,415	2,590
有形固定資産の取得による支出	△8,917	△9,855
無形固定資産の取得による支出	△4,360	△2,885
保険積立金の解約による収入	24,621	15,488
保険積立金の積立による支出	△5,592	△7,120
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	—	※2 △120,704
その他	△6,461	21
投資活動によるキャッシュ・フロー	△25,689	△229,757
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	△85,000	85,000
長期借入れによる収入	375,000	1,140,000
長期借入金の返済による支出	△239,738	△212,137
社債の発行による収入	195,927	—
社債の償還による支出	△21,000	△28,000
リース債務の返済による支出	△24,963	△24,942
自己株式の取得による支出	△13,050	△33,350
新株の発行による収入	—	21,750
その他	△16,148	△7,996
財務活動によるキャッシュ・フロー	171,027	940,324
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△6,748	716,092
現金及び現金同等物の期首残高	817,957	811,208
現金及び現金同等物の期末残高	※1 811,208	※1 1,527,301

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 8社

連結子会社名：(株)ひかり工芸、(株)ケイズクラフト、エムエイトアイ(株)、(株)セラミックワン、(株)CI'S
イノベーションズ、小林工業(株)、KIRYU JAPANホールディングス(株)、輝龍(株)

KIRYU JAPANホールディング(株)及び輝龍(株)は、当連結会計年度において株式の全てを取得し子会社化したため連結の範囲に含めております。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法を採用しております。

②棚卸資産

(イ) 商品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。

(ロ) 製品、仕掛品、未成工事支出金、原材料

個別法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。

(ハ) 貯蔵品

最終仕入原価法を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、2016年3月31日以前に取得した建物（建物附属設備は除く）、及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物及び構築物 12～24年

機械装置及び運搬具 6～12年

工具、器具及び備品 4～6年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定

の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度分に見合う分を計上しております。

③ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に充てるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容については、「(収益認識関係) 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報」に記載のとおりであります。また、当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は、主として約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、発生時以降10年以内の均等償却で行っております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

(のれんの減損に係る見積り)

1. 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

	前連結会計年度	当連結会計年度
のれん	172,532千円	779,819千円
減損損失(のれんに係る)	22,502千円	42,967千円

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(1) 減損損失に係る算出方法

当社グループは、子会社株式の取得時に見込んだ超過収益力をその対象会社ののれんとして認識しており、当該対象会社ごとに資産のグルーピングを行っております。

各資産グループに減損の兆候がある場合、当該資産グループから得られるのれんの残存償却年数に対応する割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、減損損失を認識し、将来キャッシュ・フローの割引現在価値により使用価値を算定して、帳簿価額を当該使用価値まで減額し、減損損失を計上しております。

(2) 見積りの金額の算出に用いた主要な仮定

将来キャッシュ・フローの見積りにおいては、取締役会によって承認された予算、子会社株式取得時の利益予測を基礎に作成された計画値に基づいて行われ、主として、売上高と営業利益を主要な仮定としております。

(3) 翌年度の連結財務諸表に与える影響

将来キャッシュ・フローの見積りに係る主要な仮定は、不確実性が高く、予想値との乖離が生じる可能性があります。予想値との乖離が生じた場合、翌連結会計年度に減損損失が発生する可能性があります。

(繰延税金資産の回収可能性に係る見積り)

1. 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

	前連結会計年度	当連結会計年度
繰延税金資産	28,945千円	58,074千円

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 2018年2月16日)に定める会社分類に基づき、当連結会計年度末における将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、将来の税金負担額を軽減することができる範囲内で計上しております。

当社グループは、繰延税金資産の計上について、将来計画を基礎として作成しており、将来の課税所得の発生金額や発生時期等の見込みに基づき、回収可能性を十分に検討しております。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

従来、総合建材事業においては、履行義務の充足に係る進捗率の合理的な見積りが困難であったため、収益認識会計基準第45項に従い、原価回収基準（履行義務を充足する際に発生する費用のうち、回収することが見込まれる費用の金額で収益を認識する方法）を適用しておりましたが、当連結会計年度より、約束した財又はサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には、収益を一定の期間にわたり認識する方法に変更しております。この変更は、当社グループの業容を拡大する中で、より迅速かつ正確に原価を算定することによる利益管理の精緻化及びより適正な期間損益計算を目的としており、工事管理台帳の精緻化によって可能になったものであります。なお、過年度における主に労務費の進捗率に関するデータが蓄積されていないことから、この会計方針を遡及適用することは実務上不可能であるため、変更後の評価方法に基づく当連結会計年度の期首の未成工事支出金の帳簿価額と、前連結会計年度末における未成工事支出金の帳簿価額の差額を基に算定した累積的影響額を、当連結会計年度の期首残高に反映しております。この結果、当連結会計年度の期首繰越利益剰余金が8,718千円増加しております。また、従来の方と比べて、当連結会計年度の売上高及び売上総利益が8,718千円減少し営業損失、経常損失及び税金等調整前当期純損失はそれぞれ8,718千円増加しております。なお、当連結会計年度の1株当たり当期純利益は34.0円減少しております。また、セグメント情報に与える影響については、(セグメント情報)に記載しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、これによる連結財務諸表への影響はありません。

(連結貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額 (減損損失累計額を含む)

	前連結会計年度 (2022年8月31日)	当連結会計年度 (2023年8月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	325,178千円	395,789千円

※2 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次の通りであります。

	前連結会計年度 (2022年8月31日)	当連結会計年度 (2023年8月31日)
現金及び預金 (定期預金)	一千円	100,000千円
建物及び構築物 (純額)	—	90,229
土地	—	78,500
関係会社株式 (連結消去前金額)	318,146	318,146
合計	318,146	586,875

担保付債務は、次の通りであります。

	前連結会計年度 (2022年8月31日)	当連結会計年度 (2023年8月31日)
短期借入金	一千円	100,000千円
1年内返済予定の長期借入金	18,180	28,729
長期借入金	83,880	228,898
合計	102,060	357,627

※3 受取手形割引高、受取手形裏書譲渡高及び電子記録債権裏書譲渡高

	前連結会計年度 (2022年8月31日)	当連結会計年度 (2023年8月31日)
受取手形割引高	26,189千円	一千円
受取手形裏書譲渡高	6,628	17,789
電子記録債権裏書譲渡高	23,674	48,150

※4 財務制限条項について

当連結会計年度 (2023年8月31日)

2022年9月27日締結の金銭消費貸借契約 (契約総額100,000千円、当連結会計年度末残高86,910千円) において財務制限条項が付されております。

① 純資産の維持

各連結会計年度の末日における連結貸借対照表における純資産の部の金額を直前連結会計年度末日または2021年8月連結会計年度末日における連結貸借対照表上の純資産の部のいずれか大きい方の金額の75%以上に維持すること

② 経常利益の維持

2022年8月期以降の各連結会計年度の連結損益計算書に示される経常損益が2期連続して損失とならないこと

(連結損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、「(収益認識関係) 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※2 棚卸資産評価損

期末棚卸高は収益性の低下に基づく簿価切下げ後の金額であり、以下の通り棚卸資産評価損が売上原価に含まれております。

	前連結会計年度 (自 2021年9月1日 至 2022年8月31日)	当連結会計年度 (自 2022年9月1日 至 2023年8月31日)
棚卸資産評価損	2,843千円	2,591千円

※3 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次の通りであります。

	前連結会計年度 (自 2021年9月1日 至 2022年8月31日)	当連結会計年度 (自 2022年9月1日 至 2023年8月31日)
給料及び賞与	194,670千円	198,474千円
役員報酬	123,930	122,530
賞与引当金繰入額	3,069	5,077
退職給付費用	7,415	2,389
減価償却費	22,244	18,040
貸倒引当金繰入額	355	△3,782

※4 固定資産売却益の内容は次の通りであります。

	前連結会計年度 (自 2021年9月1日 至 2022年8月31日)	当連結会計年度 (自 2022年9月1日 至 2023年8月31日)
機械装置及び運搬具	2,346千円	2,422千円

※5 固定資産処分損の内容は次の通りであります。

	前連結会計年度 (自 2021年9月1日 至 2022年8月31日)	当連結会計年度 (自 2022年9月1日 至 2023年8月31日)
建物及び構築物	56千円	8千円
機械装置及び運搬具	560	14
工具、器具及び備品	0	90
リース資産	780	0
その他	—	425

※6 減損損失

前連結会計年度(自 2021年9月1日 至 2022年8月31日)

(1) ㈱セラミックワンに関するのれんの減損損失

当期において、当社グループは以下の資産について減損損失を計上しております。

用途	種類	金額(千円)
その他	のれん	22,502千円

(2) 資産のグルーピングの方法

継続して収支を把握できる最小単位である管理会計上の区分で資産のグルーピングを決定しています。

(3) 減損損失の計上に至った経緯

プロフォート事業部が買収時の事業計画を下回って推移しており、現時点において十分なキャッシュ・フローの獲得が見込まれないため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

また、回収可能価額は、使用価値により算定しておりますが、使用価値については、将来キャッシュ・フローをマイナスと見込んでいるため、割引計算は行っておりません。

当連結会計年度（自 2022年9月1日 至 2023年8月31日）

(1) ㈱セラミックワンに関するのれん及び当社に関する東京支社設備等の減損損失

当期において、当社グループは以下の資産について減損損失を計上しております。

用途	種類	場所	金額（千円）
その他	のれん	—	42,967千円
東京支社設備等	建物及び構築物	東京都品川区	3,923千円
東京支社設備等	工具、器具及び備品	東京都品川区	238千円
東京支社設備等	その他	東京都品川区	1,941千円

(2) 資産のグルーピングの方法

継続して収支を把握できる最小単位である管理会計上の区分で資産のグルーピングを決定していますが、資産の処分や事業の廃止等の重要な意思決定がなされた場合には、個別に評価を行っております。

(3) 減損損失の計上に至った経緯

㈱セラミックワンののれんについて、改修工事業部が買収時の事業計画を下回って推移しており、現時点において十分なキャッシュ・フローの獲得が見込まれないため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。回収可能価額は、使用価値により算定しておりますが、使用価値については、将来キャッシュ・フローをマイナスと見込んでいるため、割引計算は行っておりません。

当社の東京支社設備について、東京支社が関東支社へ移転する意思決定により将来の使用が見込めなくなった建物及び構築物等について、帳簿価額を回収可能額まで減額するとともに、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。建物及び構築物等は除却予定であることから除却予定時の回収可能価額をゼロとして評価しております。

(連結包括利益計算書関係)

※1 その他の包括利益に係る組替調整額

	前連結会計年度 (自 2021年9月1日 至 2022年8月31日)	当連結会計年度 (自 2022年9月1日 至 2023年8月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	△560千円	△885千円
組替調整額	—	—
税効果調整前合計	△560	△885
税効果額	191	301
その他の包括利益合計	△369	△583

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度 (自 2021年9月1日 至 2022年8月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	288,200	—	—	288,200
合計	288,200	—	—	288,200
自己株式				
普通株式(注)	26,200	4,500		30,700
合計	26,200	4,500	—	30,700

(注)自己株式(普通株式)の増加4,500株は、取得によるものです。

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストックオプション としての新株予約権			—			937
	合計			—			937

3. 配当に関する事項

該当事項はありません

ストックオプションとしての新株予約権

当連結会計年度 (自 2022年9月1日 至 2023年8月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注1)	288,200	7,500	—	295,700
合計	288,200	7,500	—	295,700
自己株式				
普通株式(注2)	30,700	12,300	—	43,000
合計	30,700	12,300	—	43,000

(注1)発行済株式(普通株式)の増加7,500株は第三者割当増資によるものです。

(注2)自己株式(普通株式)の増加12,300株は取得によるものです。

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストックオプション としての新株予約権						937
	合計						937

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記の通りであります。

	前連結会計年度 (自 2021年9月1日 至 2022年8月31日)	当連結会計年度 (自 2022年9月1日 至 2023年8月31日)
現金及び預金勘定	1,005,183千円	1,815,512千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△194,738	△288,982
預け金(流動資産その他)	763	770
現金及び現金同等物	811,208	1,527,301

※2 株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

前連結会計年度(自 2021年9月1日 至 2022年8月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2022年9月1日 至 2023年8月31日)

①KIRYU JAPANホールディング(株)及び輝龍(株)

株式の取得により新たにKIRYU JAPANホールディング(株)及び輝龍(株)を連結子会社としたことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに株式の取得価額と取得のための支出は次の通りです。

流動資産	852,611千円
固定資産	<u>255,327</u>
流動負債	△285,471
固定負債	<u>△710,674</u>
のれん	674,732
同社株式の取得価額	781,654
現金及び現金同等物	<u>△660,949</u>
差引：取得のための支出	△120,704

(リース取引関係)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

① 有形固定資産

主として、「機械装置及び運搬具」であります。

② 無形固定資産

主として、「ソフトウェア」であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

【注記事項】「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 3. 会計方針に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法 ③ リース資産」に記載の通りであります。

2. オペレーティング・リース取引

内容の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行等の金融機関からの借入及び新株発行による方針であります。また、デリバティブ取引に関しては行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金並びに完成工事未収入金は顧客の信用リスクに晒されております。営業債務である支払手形及び買掛金並びに工事未払金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日です。借入金及び社債のうち、短期借入金は主に一時的な運転資金に係る資金調達であり、長期借入金及び社債は、主に長期債務の借換え及び設備投資に係る資金調達であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、経常的に発生しており、担当者が、所定の手続きに従い、債権回収の状況を定期的にモニタリングし、支払遅延の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

特に金額等の重要性が高い取引については、取締役会において、取引実行の決定や回収状況の報告などを行います。

② 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

営業債務及び未払金については月次単位での支払予定を把握するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。なお、当社の借入金の一部に財務制限条項が付されており、すべての債務の履行を完了するまで、当社が財務制限条項に抵触した場合に貸付人の協議が整わない場合には期限の利益を喪失します。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動する事があります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

前連結会計年度（2022年8月31日）

	連結貸借対照表 計上額(千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 投資有価証券	38,333	38,333	—
資産計	38,333	38,333	—
(1) 社債（1年内償還予定を含む）	265,000	264,345	△654
(2) 長期借入金（1年内返済予定を含む）	1,140,029	1,140,187	158
(3) リース債務（1年内返済予定を含む）	93,994	93,733	△261
(4) 長期未払金（1年内返済予定を含む）	26,245	26,185	△60
負債計	1,525,268	1,524,450	△818

当連結会計年度（2023年8月31日）

	連結貸借対照表 計上額(千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 投資有価証券	56,195	56,195	—
資産計	56,195	56,195	—
(1) 社債（1年内償還予定を含む）	497,000	496,051	△948
(2) 長期借入金（1年内返済予定を含む）	2,677,884	2,668,095	△9,789
(3) リース債務（1年内返済予定を含む）	73,368	73,025	△343
(4) 長期未払金（1年内返済予定を含む）	18,542	18,459	△83
負債計	3,266,795	3,255,631	△11,163

（注1）「現金及び預金」については、現金であること及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（注2）「受取手形及び売掛金」、「電子記録債権」、「完成工事未収入金」、「支払手形及び買掛金」、「工事未払金」、「短期借入金」及び「未払金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（注3）金銭債権の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度（2022年8月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,005,183	—	—	—
受取手形及び売掛金	110,977	—	—	—
電子記録債権	6,659	—	—	—
完成工事未収入金	382,684	—	—	—
合計	1,505,505	—	—	—

当連結会計年度（2023年8月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,815,512	—	—	—
受取手形、売掛金及び契約資産	311,172	—	—	—
電子記録債権	66,239	—	—	—
完成工事未収入金	336,547	—	—	—
合計	2,529,472	—	—	—

（注4）長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度（2022年8月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	95,000	—	—	—	—	—
社債（1年内償還予定を含む）	28,000	28,000	28,000	28,000	125,500	27,500
長期借入金（1年内返済予定を含む）	190,354	190,103	184,124	151,808	109,371	314,269
リース債務（1年内返済予定を含む）	24,348	22,516	23,325	11,499	9,179	3,124
長期未払金（1年内返済予定を含む）	7,032	4,209	3,923	2,350	897	7,833
合計	344,735	244,829	239,372	193,657	244,947	352,727

当連結会計年度（2023年8月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	180,000	—	—	—	—	—
社債（1年内償還予定を含む）	68,000	68,000	68,000	265,500	18,500	9,000
長期借入金（1年内返済予定を含む）	407,754	387,072	345,430	341,438	232,655	963,534
リース債務（1年内返済予定を含む）	23,703	22,781	13,000	10,176	3,706	—
長期未払金（1年内返済予定を含む）	4,271	3,972	2,417	960	333	6,586
合計	683,728	481,826	428,848	618,075	255,195	979,120

（注5）時価を把握する事が極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

区分	前連結会計年度 (2022年8月31日)	当連結会計年度 (2023年8月31日)
差入保証金	45,150千円	52,432千円

上記については、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表に含めておりません。

2. 金融商品のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

（1）時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

前連結会計年度（2022年8月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	38,333	—	—	38,333
資産計	38,333	—	—	38,333

当連結会計年度（2023年8月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	56,195	—	—	56,195
資産計	56,195	—	—	56,195

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
前連結会計年度 (2022年8月31日)

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債 (1年内償還予定を含む)	—	264,345	—	264,345
長期借入金 (1年内返済予定を含む)	—	1,140,187	—	1,140,187
リース債務 (1年内返済予定を含む)	—	93,733	—	93,733
長期未払金 (1年内返済予定を含む)	—	26,185	—	26,185
負債計	—	1,524,450	—	1,524,450

当連結会計年度 (2023年8月31日)

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債 (1年内償還予定を含む)	—	496,051	—	496,051
長期借入金 (1年内返済予定を含む)	—	2,668,095	—	2,668,095
リース債務 (1年内返済予定を含む)	—	73,025	—	73,025
長期未払金 (1年内返済予定を含む)	—	18,459	—	18,459
負債計	—	3,255,631	—	3,255,631

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

投資有価証券は全て上場株式であり、相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

社債 (1年内償還予定を含む)、長期借入金 (1年内返済予定を含む)、リース債務 (同)、長期未払金 (同)

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

前連結会計年度 (2022年8月31日)

重要性が乏しいため記載を省略しております。

当連結会計年度 (2023年8月31日)

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権	第6回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名	当社取締役 3名 当社監査役 1名 子会社従業員 2名	当社取締役 5名 当社従業員 1名	当社取締役 1名 子会社取締役 5名 当社従業員 1名 子会社従業員 23名
株式の種類別のストック・オプションの数(注1)	普通株式 176,900株	普通株式 25,000株	普通株式 20,000株	普通株式 20,000株
付与日	2015年9月1日	2015年12月30日	2017年4月16日	2020年7月31日
権利確定条件	「第5【発行者の状況】 1【株式等の状況】(2) 【新株予約権等の状況】」に記載の通りであります。	同左	同左	同左
対象勤務期間	期間の定めなし	同左	同左	同左
権利行使期間	自 2015年9月1日 至 2025年8月3日	自 2018年1月1日 至 2027年12月31日	自 2019年4月18日 至 2027年12月31日	自 2022年8月11日 至 2027年12月31日

(注1) 株式数に換算して記載しております。なお、2017年12月7日付株式分割(1株につき100株の割合)による分割後の株式数に換算しております。

(注2) 当連結会計年度の末日(2023年8月31日)における内容を記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2023年8月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① スtock・オプションの数

	第1回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権	第6回新株予約権
権利確定前(株)				
前連結会計年度末	—	—	—	—
付与	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	—
権利確定後(株)				
前連結会計年度末	176,900	19,000	9,000	18,100
権利確定	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—
失効	—	—	3,000	1,200
未行使残	176,900	19,000	6,000	16,900

(注1) 2017年12月7日付株式分割(1株につき100株の割合)による分割後の株式数に換算しております。

② 単価情報

	第1回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権	第6回新株予約権
権利行使価格（円）	368	368	2,400	2,400
行使時平均株価（円）	—	—	—	—
付与日における公正な評価単価（円）	—	—	—	—

（注1）2017年12月7日付株式分割（1株につき100株の割合）による分割後の価格に換算しております。

3. 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法
該当事項はありません。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみを反映される方法を採用しております。

5. スtock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当連結会計年度末における本源的価値の合計額	507,468千円
当連結会計年度中において権利行使された本源的価値の合計額	—千円

(企業結合等関係)

(取得による企業結合)

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称(事業内容) : KIRYU JAPANホールディング株式会社(同社グループ会社の経営管理)

(2) 企業結合を行った主な理由

KIRYU JAPANホールディング株式会社及びその子会社輝龍株式会社は、関東圏を商圏とし、マンション等のタイルを中心とした改修工事及び大規模修繕工事を主な事業として行っており、当社グループ事業とのシナジー効果、ひいては企業価値の向上を図ることができると判断したものであります。

(3) 企業結合日 : 2023年5月31日

(4) みなし取得日 : 2023年8月31日

(5) 企業結合の法的形式 : 現金を対価とする株式取得

(6) 取得した議決権比率 : 100%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得するものです。

2. 当連結会計年度に係る連結損益計算書に含まれる被取得企業の業績の期間

当連結会計年度は貸借対照表のみを連結しているため、被取得企業の業績は含まれておりません。

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価 : 現金 781,654千円

取得の原価 : 781,654千円

4. 主要な取得関連費用の内容及び金額

該当事項はありません。

5. のれんの金額

(1) 発生したのれんの金額 : 674,732千円

なお、のれんの金額は取得原価の配分が完了していないため、暫定的に算定した金額であります。

(2) 発生原因

企業結合時における時価純資産が取得原価を上回ったため、その差額をのれんとして処理しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2022年8月31日)	当連結会計年度 (2023年8月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	△1,645千円	△24千円
賞与引当金	6,212	12,958
税務上の繰越欠損金(注2)	120,009	140,623
役員退職慰労引当金	12,999	12,999
減損損失	7,734	4,631
その他	5,256	7,732
繰延税金資産小計	150,565	178,919
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注2)	△99,974	△102,956
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△10,562	△3,353
評価性引当額(注1)	△110,536	△106,310
繰延税金資産合計	40,029	72,609
繰延税金負債		
土地評価差額	△11,084	△14,060
その他	—	△475
繰延税金負債合計	△11,084	△14,535
繰延税金資産(負債)純額	28,945	58,074

(注1) 評価性引当額が4,226千円減少しております。主な減少要因は、当社における将来加算一時差異に係る評価性引当額の減少7,209千円等です。

(注2) 税務上の繰越欠損金(法定実効税率を乗じた金額)及びその繰延税金資産の繰越期限別金額は次の通りです。

前連結会計年度(2022年8月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金	—	—	—	3,824	3,046	113,138	120,009
評価性引当額	—	—	—	△3,824	△1,489	△94,660	△99,974
繰延税金資産	—	—	—	—	1,556	18,478	20,034

当連結会計年度(2023年8月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金	—	3,823	1,433	1,489	—	133,876	140,623
評価性引当額	—	—	—	△1,489	—	△101,466	△102,956
繰延税金資産	—	3,823	1,433	—	—	32,410	37,666

(注3) 当該税務上の繰越欠損金にかかる繰延税金資産については、将来の課税所得の見込み等により回収可能と判断して計上しております。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

税金等調整前当期純損失であるため注記を省略しております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は「注記事項（セグメント情報等）」に記載の通りであります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当社における主な顧客との契約から生じる収益の内容は以下の通りであります。

タイル・石材加工販売事業は、タイル又は建材メーカー等から発注を受けて販売した時に履行義務が充足されると判断し、販売時に収益を認識しています。

総合建材事業と土木工事業は、建築会社等から工事の注文を受けて履行義務の充足度合い（工事の進捗度合い）に応じて、一定の期間にわたって収益を認識しています。また、工事期間が短いものなどは履行義務が充足された一時点（引渡し時点）で収益を認識しています。

電気通信工事業は、通信事業者等から発注を受けて施工等が完了した時に履行義務が充足されると判断し、役務の提供時に収益を認識しています。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュフローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の額及び時期に関する情報

①契約資産及び契約負債の残高

当連結会計年度における当社及び連結子会社における顧客との契約から計上された売上債権、契約資産及び契約負債の期首及び期末残高は下記のとおりです。なお、連結貸借対照表上、売上債権は「受取手形及び売掛金」及び「完成工事未収入金」、「電子記録債権」に、契約資産は「完成工事未収入金」に、契約負債は「未成工事受入金」及び「契約負債」、「前受金」に含めております。

(単位：千円)

	前連結会計年度		当連結会計年度	
	2022年8月31日		2023年8月31日	
	期首残高	期末残高	期首残高	期末残高
売上債権	327,946	286,705	286,705	536,196
契約資産	—	213,616	213,616	177,763
契約負債	353,850	201,696	201,696	301,334

契約資産の増減は、収益認識（契約資産の増加）により生じたものであります。契約負債の増減は、主として未成工事受入金の受取り（契約負債の増加）と収益認識（同、減少）により生じたものであります。

なお、前連結会計年度に認識された収益のうち期首時点の契約負債残高に含まれる額は、261,251千円であり、過去の期間に充足された履行義務に係る金額で重要なものはありません。当連結会計期間中に認識された収益のうち、期首時点で契約負債に含まれていた金額は33,133千円であり、過去の期間に充足された履行義務に係る金額は重要ではありません。

②残存履行義務に配分した取引価格

当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

(資産除去債務関係)

当社グループは、事務所等の不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務等を有しておりますが、当該債務に関連する賃借期間が明確でなく、現時点において退去等も予定されていないことから資産除去債務を合理的に見積ることができず、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

① 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び、業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものです。当社グループは、事業ごとに包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

当社グループは、「タイル・石材加工販売事業」、「総合建材事業」、「電気通信工事事業」、「土木工事事業」及び「総合改修工事事業」の5つを報告セグメントとしております。

セグメント区分	主要業務
タイル・石材加工販売事業	タイル・石材を中心とした内装・外装材製品の加工・販売
総合建材事業	タイル・石材を中心とした内装・外装工事の施工、エクステリア関連商材の輸入仕入販売、建築写真の撮影
電気通信工事事業	電気工事・情報通信工事の請負、企画、設計、監理
土木工事事業	公共工事を中心とした下水工事、道路改良工事
総合改修工事事業	総合改修工事、タイル（改修）工事、超高压洗浄、特殊注入工事

(報告セグメントの変更等に関する事項)

当連結会計年度において、総合修繕工事事業を営む輝龍㈱を連結子会社化したことに伴い、「総合改修工事事業」セグメントを新たに追加しております。

② 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、連結財務諸表作成において採用している会計処理の方法と同一であります。報告セグメントの損益は、営業損益と調整を行っております。

③ 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報及び収益の分解情報 前連結会計年度（自 2021年9月1日 至 2022年8月31日）

(単位：千円)

	報告セグメント					調整額 (注1)	連結 財務諸表 計上額
	タイル・石 材加工販売 事業	総合建材 事業	電気通信 工事事業	土木工事 事業	計		
売上高							
顧客との契約から生じる収益	491,849	1,568,431	1,375,669	198,632	3,634,584	6,730	3,641,314
外部顧客への売上高	491,849	1,568,431	1,375,669	198,632	3,634,584	6,730	3,641,314
セグメント間の内部売上高又は振替高	61,317	1,051	—	17,550	79,918	△79,918	—
計	553,166	1,569,483	1,375,669	216,182	3,714,503	△73,188	3,641,314
セグメント利益又は損失(△) (注2)	13,417	40,015	33,234	△12,148	74,519	△120,719	△46,200
セグメント資産	461,474	815,878	1,278,863	279,298	2,835,514	△417,687	2,417,827
その他の項目							
減価償却額	18,400	5,545	13,671	1,252	38,870	10,924	49,794
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	1,754	8,452	4,281	214	14,702	15,302	30,005

(注1) 調整額の内容は、保険代理業、全社費用及びセグメント間取引消去高であり、全社費用は主に報告セグメントに帰属しない一般管理費です。

(注2) セグメント利益又は損失(△)は、連結財務諸表の営業損失(△)と調整を行っております。

当連結会計年度（自 2022年9月1日 至 2023年8月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント						調整額 (注1)	連結 財務諸表 計上額
	タイル・石 材加工販売 事業	総合建材 事業	電気通信 工事業	土木工事 事業	総合改修 工事業	計		
売上高								
顧客との契約から生 じる収益	534,141	1,547,199	1,373,142	126,331	—	3,580,814	22,432	3,603,246
外部顧客への売上高	534,141	1,547,199	1,373,142	126,331	—	3,580,814	22,432	3,603,246
セグメント間の内 部売上高又は振替	45,443	670	—	30,187	—	76,301	△76,301	—
計	579,584	1,547,869	1,373,142	156,519	—	3,657,116	△53,869	3,603,246
セグメント利益又は 損失（△）（注2）	△13,908	21,716	7,628	△1,815	—	13,620	△37,334	△23,714
セグメント資産	496,385	834,262	1,246,961	284,109	1,100,259	3,961,979	425,167	4,387,146
その他の項目								
減価償却額	18,851	3,859	11,531	619	—	34,861	9,991	44,852
有形固定資産及び無形 固定資産の増加額	10,295	2,742	1,863	2,577	310,079	327,558	—	327,558

（注1） 調整額の内容は、保険代理業、全社費用及びセグメント間取引消去高であり、全社費用は主に報告セグメントに帰属しない一般管理費です。

（注2） セグメント利益又は損失（△）は、連結財務諸表の営業損失（△）と調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2021年9月1日 至 2022年8月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	タイル・ 石材加工 販売事業	総合建材 事業	電気通信 工事業	土木工事 事業	その他	合計
外部顧客への売上高	491,849	1,568,431	1,375,669	198,632	6,730	3,641,314

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2022年9月1日 至 2023年8月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	タイル・ 石材加工 販売事業	総合建材 事業	電気通信 工事業	土木工事 事業	総合改修 工事業	その他	合計
外部顧客への売上高	534,141	1,547,199	1,373,142	126,331	—	22,432	3,603,246

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
株式会社シーテック	390,171	電気通信工事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2021年9月1日 至 2022年8月31日）

(単位：千円)

	タイル・石材加工販売事業	総合建材事業	電気通信工事業	土木工事業	その他	合計
減損損失	—	22,502	—	—	—	22,502

当連結会計年度（自 2022年9月1日 至 2023年8月31日）

(単位：千円)

	タイル・石材加工販売事業	総合建材事業	電気通信工事業	土木工事業	総合改修工事業	その他	合計
減損損失	41	42,967	—	—	—	6,062	49,071

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2021年9月1日 至 2022年8月31日）

(単位：千円)

	タイル・石材加工販売事業	総合建材事業	電気通信工事業	土木工事業	その他	合計
当期償却額	—	33,188	—	—	—	33,188
当期末残高	—	172,532	—	—	—	172,532

当連結会計年度（自 2022年9月1日 至 2023年8月31日）

(単位：千円)

	タイル・石材加工販売事業	総合建材事業	電気通信工事業	土木工事業	総合改修工事業	その他	合計
当期償却額	—	24,477	—	—	—	—	24,477
当期末残高	—	105,086	—	—	674,732	—	779,819

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 2021年9月1日 至 2022年8月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2022年9月1日 至 2023年8月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

前連結会計年度（自 2021年9月1日 至 2022年8月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2022年9月1日 至 2023年8月31日）

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

項目	前連結会計年度 (自 2021年9月1日 至 2022年8月31日)	当連結会計年度 (自 2022年9月1日 至 2023年8月31日)
1株当たり純資産額	936円68銭	629円39銭
1株当たり当期純損失(△)	△336円57銭	△303円76銭

(注1) 前連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

当連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

(注2) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

項目	前連結会計年度 (2022年8月31日)	当連結会計年度 (2023年8月31日)
純資産の部の合計額 (千円)	242,133	159,983
純資産の部の合計額から控除する金額 (千円)	937	937
（うち新株予約権） (千円)	(937)	(937)
（うち非支配株主持分） (千円)	(-)	(-)
普通株式に係る期末の純資産額 (千円)	241,195	159,045
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数 (株)	257,500	252,700

(注3) 1株当たり当期純損失(△)の算定上の基礎は、以下の通りであります。

項目	前連結会計年度 (自 2021年9月1日 至 2022年8月31日)	当連結会計年度 (自 2022年9月1日 至 2023年8月31日)
親会社株主に帰属する当期純損失(△) (千円)	△87,036	△77,911
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純損失(△) (千円)	△87,036	△77,911
普通株式の期中平均株式数 (株)	258,597	256,491
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	該当事項はありません。	該当事項はありません。

(重要な後発事象)

(連結子会社間の吸収合併)

当社は、2023年6月15日開催の取締役会において、当社の連結子会社である輝龍㈱(以下「輝龍」という)を存続会社、同じく当社の連結子会社であるKIRYU JAPANホールディング㈱(以下「KIRYU HD」という)を消滅会社とする吸収合併を行うことを決議し、2023年9月1日に実施しております。

1. 取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及び事業の内容

結合企業の名称(事業の内容)：輝龍㈱(総合改修工事、タイル(改修)工事、超高压洗浄、特殊注入工事等)

被結合企業の名称(事業の内容)：KIRYU JAPANホールディング㈱(同社グループ会社の経営管理)

(2) 企業結合日：2023年9月1日

(3) 企業結合の法的形式：

輝龍を吸収合併存続会社、KIRYU HDを吸収合併消滅会社とする吸収合併方式で、KIRYU HDは解散いたします。

(4) 結合後企業の名称：輝龍株式会社

(5) その他取引の概要に関する事項：

本合併により、経営資源の集中、ガバナンスの強化を図り、経営効率を向上させることを目的としております。

2. 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)に基づき、「共通支配下の取引」として会計処理を行っております。

(当社による重要な借入)

当社は、2023年9月15日開催の取締役会において、当社及び当社の連結子会社㈱ひかり工芸が資金の借入を行うことを決議し、2023年9月25日に実行いたしました。

1. 資金使途

運転資金の調達を行うことを目的とし、金融機関からの借入を行うものであります。

2. 借入の概要

(1) 借入先の名称：岐阜信用金庫

(2) 借入金額：80,000千円

(3) 借入金利：変動金利

(4) 返済期間：7年

(5) 担保提供資産：なし

(連結子会社による重要な借入)

当社は、2023年9月15日開催の取締役会において、当社の連結子会社である㈱ひかり工芸が資金の借入を行うことを決議し、同社は2023年9月30日に実行いたしました。

1. 資金使途

運転資金の調達を行うことを目的とし、金融機関からの借入を行うものであります。

2. 借入の概要

(1) 借入先の名称：株式会社十六銀行

(2) 借入金額：100,000千円

(3) 借入金利：固定金利

(4) 返済期間：10年

(5) 担保提供資産：なし

(連結子会社による社債の発行)

当社は、2023年9月15日開催の取締役会において、当社の連結子会社である輝龍㈱が無担保社債の発行を行うことを決議し、同社は2023年9月30日に実行いたしました。

1. 社債の概要

(1) 社債の名称：第1回無担保社債(SDC s 私募債「グリーン&サポート私募債」)

(2) 発行総額：100,000千円

- (3) 発行価格：額面100円につき100円
- (4) 利率：年0.73%
- (5) 払込期日：2023年9月30日
- (6) 償還期限：2030年9月30日（7年債）
- (7) 資金使途：事業資金

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率 (%)	担保	償還期限
㈱ひかりホールディングス	第1回 無担保社債	2020年2月25日	32,500 (7,000)	25,500 (7,000)	0.1	無担保 社債	2027年2月25日
㈱ひかりホールディングス	第2回 無担保社債	2020年9月25日	39,500 (7,000)	32,500 (7,000)	0.1	無担保 社債	2028年9月24日
㈱ひかりホールディングス	第3回 無担保社債	2021年11月25日	93,000 (14,000)	79,000 (14,000)	0.2	無担保 社債	2028年11月24日
エムエイトアイ(株)	第1回 無担保社債	2022年8月25日	100,000 (—)	100,000 (—)	0.3	無担保 社債	2027年8月25日
輝龍(株)	第4回 無担保社債	2022年3月15日	—	40,000 (10,000)	0.6	無担保 社債	2027年3月15日
輝龍(株)	第1回 無担保社債	2022年3月25日	—	100,000 (—)	0.9	無担保 社債	2027年3月25日
輝龍(株)	第2回 無担保社債	2022年3月25日	—	80,000 (20,000)	変動	無担保 社債	2027年3月25日
輝龍(株)	第1回 無担保社債	2022年3月31日	—	40,000 (10,000)	0.1	無担保 社債	2027年3月31日
合計	—	—	265,000 (28,000)	497,000 (68,000)	—	—	—

(注1) 当期末残高欄の()書は、1年以内に償還が予定されている額であります。

(注2) 連結決算日後5年以内における1年ごとの償還予定額は以下の通りであります。

1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
68,000	68,000	68,000	265,500	18,500

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	95,000	180,000	0.9	—
1年以内に返済予定の長期借入金	190,354	407,754	1.1	—
1年以内に返済予定のリース債務	24,348	23,703	2.9	—
長期借入金 (1年以内に返済予定のものを除く。)	949,675	2,270,130	1.3	2024年～2045年
リース債務 (1年以内に返済予定のものを除く。)	69,646	49,665	2.7	2024年～2028年
その他の有利子負債				
1年以内に返済予定の長期未払金	7,032	4,271	3.0	—
長期未払金(1年以内に返済予定のものを除く。)	19,213	14,270	2.2	2024年～2028年
合計	1,355,268	2,949,793	—	—

(注1) 平均利率については、期末借入金残高、リース債務残高及び期末長期未払金残高に対する加重平均利率を記載しております。

(注2) 長期借入金、リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)及び長期未払金(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下の通りであります。

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	387,072	345,430	341,438	232,655
リース債務	22,781	13,000	10,176	3,706
長期未払金	3,972	2,417	960	333

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第8【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年9月1日から翌年8月31日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から3か月以内
基準日	毎年8月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年8月31日 毎年2月末日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え	
取扱場所	愛知県名古屋市中区栄3丁目15番33号 三井住友信託銀行株式会社 名古屋証券代行営業部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内1丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国本支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	該当事項はありません。
単元未満株式の買取り	
取扱場所	愛知県名古屋市中区栄3丁目15番33号 三井住友信託銀行株式会社 名古屋証券代行営業部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内1丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国本支店
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する。 公告掲載URL https:// h-holdings. jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。

会社法第189条第2項各号に掲げる権利

会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2023年11月29日

株式会社ひかりホールディングス
取締役会 御中

監査法人 **コスモス**
愛知県名古屋市中区

代表社員 公認会計士 新開 智之
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 犬飼 宗次

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ひかりホールディングスの2022年9月1日から2023年8月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ひかりホールディングス及び連結子会社の2023年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、発行者情報に含まれる情報のうち、連結財務諸表及びこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する

る事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（発行者情報提出会社）が別途保管しております。